

令和6年9月

中札内村議会定例会会議録

令和6年9月11日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
総務課長補佐	永井亮平君	住民課長補佐	山本一美君
住民課長補佐	平山直人君	福祉課長補佐	澤田有希君
福祉課長補佐	長井千鶴君	福祉課長	田中直紀君
		保育園長	

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

日 程 第 1		閉会中の所管事務調査報告
日 程 第 2	請願第 3 号 (委員会報告)	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願
日 程 第 3	請願第 4 号 (委員会報告)	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改訂版)を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願
日 程 第 4	意見書案第 5 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日 程 第 5	意見書案第 6 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改訂版)を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日 程 第 6	認定第 1 号	令和 5 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日 程 第 7	認定第 2 号	令和 5 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日 程 第 8	認定第 3 号	令和 5 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日 程 第 9	認定第 4 号	令和 5 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 10	認定第 5 号	令和 5 年度中札内村簡易水道事業会計決算認定について
日程第 11	認定第 6 号	令和 5 年度中札内村公共下水道事業会計決算認定について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年9月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 閉会中の所管事務調査報告

○議長（中井康雄君） 日程第1、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

産業文教常任委員会から、農作物作況調査が終了した旨の報告がありました。

ここで委員長の報告を求めます。

船田産業文教常任委員長、登壇願います。

（船田幸一産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（船田幸一君） おはようございます。

それでは、赤ナンバー7番の令和6年度産業文教常任委員会農作物作況調査について、ご報告いたします。

産業文教常任委員会は、令和6年9月3日、火曜日に、常任委員会独自で現地調査を実施した後に、十勝農業改良普及センターが実施した9月1日現在の作況調査の資料を基に、本村の基幹作物である豆類、てん菜、馬鈴しょ等の作況について検討いたしました。

調査参加者は、産業文教常任委員5名と事務局2名であります。

検討結果ですが、平年より気温が高く、融雪が順調に進み、農作業は早めで順調に推移いたしました。

降水量、日照時間の詳細な状況説明は省略させていただきますが、総じて、気温は平年を大きく上回り、過去に例を見ないほど各作物の生育が早く進む傾向が続きました。

小麦は、春先の好天で雪解けが早かったことで生育が順調に進み、稈長、穂長、穂数は平年並み以上となり、高収量が期待されました。

収穫作業は好天にも恵まれ、前年より4日早い7月20日から24日までの短期間の5日で順調に進みましたが、収量は前年を反収で44キログラム下回る、受入反収11.08俵を見込み、品質は1等Aランクで調整中であります。

以下、各作物の今年の状況について、次のとおり取りまとめました。

豆類は、6月中旬から下旬、概ね好天に恵まれたことや、7月前半、平均気温が平年よりかなり高かったことから、平年よりも早い生育状況が続きました。

大豆は茎長が短く、着莢数が平年より多く、収量は平年よりやや多い見込みであります。

小豆は茎長が短く、着莢数は平年よりやや多く、収量は平年並みか、やや多い見込みであります。

金時は茎長が短く、着莢数は平年より多いが、収量は平年並みか、やや少ない見込みであります。

手亡は茎長が短く、着莢数は平年より多く、収量は平年よりやや少ない見込みであります。

馬鈴しょは、植付け後は順調に生育し、8月17日現在の南十勝農工連の登熟調査では、

比較的豊作基調となり、澱原専用品種の収量は平年よりやや多く、澱粉価は平年並みか、やや下回る予想をさせていただきます。

てん菜は、7月下旬以降の降雨により、生育は平年より進んでおります。

根周は平年より太く、収量は平年よりやや多い見込みであり、糖分は平年よりやや低い見込みであります。

飼料作物は、一番草の収量は平年を上回りましたが、前年を下回り、二番草は平年並みで前年を下回る見込みであります。

一番草の収穫は順調でしたが、その後の雨不足により二番草の生育が遅れました。

一番草の乾物率は平年を下回り、二番草は上回る見込みであります。

デントコーンは、熟度が平年より8日早く進んでいますが、雨不足により稈長が短く、収量減が予測されます。

資料の作況調査に基づく収量予想集約表は、平年値と比較しまして、まとめましたので、ご覧いただければと思います。

詳細については、別紙をご参照いただければと思います。

以上、農作物作況調査のご報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第2 請願第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願

◎日程第3 請願第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） この際、日程第2、請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願、日程第3、請願第4号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願の2件を一括して議題にいたします。

この請願第3号と4号は、産業文教常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

船田産業文教常任委員長、登壇願います。

（船田幸一産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（船田幸一君） 令和6年9月4日開会の定例会におきまして、付託された請願2件の事件について、審査を終了いたしましたので、会議規則第94条の規定によりご報告いたします。

審査終了した付託事件は、請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願及び請願第4号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願についてであり、審査は9月9日、全委員の出席を得て審査をいたしました。

結果は、2件の請願の内容・趣旨は十分理解できるものであり、請願第3号及び第4号は

採択と決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

これから2件の委員長報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第3号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり、採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

請願第4号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第4号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり、採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。

船田議員から、意見書案第5号、意見書案第6号が追加提案されました。

この際、これらを日程に追加し、順序の変更をしてただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号、意見書案第6号の2件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 13 分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 4 意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

◎日程第 5 意見書案第 6 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する
高校教育を求める意見書

○議長（中井康雄君） この際、追加日程第 4、意見書案第 5 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書、追加日程第 5、意見書案第 6 号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の 2 件を一括して議題にいたします。

お諮りします。

この意見書案第 5 号、意見書案第 6 号の 2 件は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 5 号、意見書案第 6 号の 2 件については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これら 2 件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第 5 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第 5 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第 6 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第6号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改訂版)を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議長(中井康雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告いたします。

これから令和5年度中札内村各会計決算認定の審議を行いますが、議会選出の監査委員であります木村議員は、審議の間は出席されませんので、報告させていただきます。

◎日程第 6 認定第 1 号 令和5年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 認定第 2 号 令和5年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 8 認定第 3 号 令和5年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 9 認定第 4 号 令和5年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 10 認定第 5 号 令和5年度中札内村簡易水道事業会計決算認定について

◎日程第 11 認定第 6 号 令和5年度中札内村公共下水道事業会計決算認定について

○議長(中井康雄君) この際、追加日程第6、認定第1号から、追加日程第11、認定第6号までの令和5年度中札内村各会計決算認定についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程認定議題に供されました各会計決算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

令和5年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 木村代表監査員、登壇願います。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、令和５年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度各会計決算審査を終了し、令和６年８月２６日、村理事者に決算審査意見書を提出いたしました。

審査は、令和６年７月２６日に現地調査を行い、７月２９日から８月９日までの期間中、６日間で実施いたしました。

審査中、軽易な点については各課長を通じ個々に指摘し、改善と対応を求めています。決算審査の主な内容はお配りしております決算審査意見書をお読みいただければと思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 以上で、提案理由の説明及び代表監査委員からの決算監査意見が終わりました。

続いて、各会計決算書の概要について、簡略に補足説明を求めます。

はじめに、一般会計について、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） それでは、一般会計の決算概要について、ご説明を申し上げます。

黒ナンバー１４番、決算資料をご用意願います。

はじめに、１ページをお開き願います。

第１表は、令和５年度の各会計別決算状況を示しております。

上段、一般会計であります。一番右側の列、予算現額に対する決算額の割合は、歳入で９５．３％、歳出で８９．６％であります。

実質収支額は２億４，３０５万円余りとなっております。

以下、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、２ページの後期高齢者医療特別会計までの各特別会計総合計を記載しておりますのでご覧をいただきたいと思います。

また、各会計の最下段、内基金積立額の欄になりますが、実質収支額のうち、一般会計では１億５，０００万円を、国保会計では７０万円を、介護保険会計では１００万円を翌年度に繰り越さず、それぞれ基金に積み立てることとしております。

次に、３ページをお開きください。

第２表は、一般会計の歳入決算額の款別の内訳表ですが、村税については、調定額に対する収入済額の割合である徴収率が９９．７％で、昨年度と同じ割合となっております。

また、収入未済額であります。村税で２１３万４，１２９円、括弧内の２万９，７２８円は不納欠損額であります。

そのほか、表中段、分担金及び負担金では、延長保育負担金で１，５００円、その下段、使用料及び手数料では、村営住宅使用料及び村営住宅排水処理施設使用料、一般廃棄物手数料を合わせた６９万１，３８０円、また、諸収入の過年度収入で５５万９，２９０円が収入未済額となっており、歳入合計では３３８万円余りが収入未済額となっております。

次に、４ページをご覧ください。

第３表は、村税決算額であります。村税を科目別に決算額を記載しております。

下段のグラフでは、村税の収入済額と徴収率の５年間の推移を表したもので、近年、徴収率は高く推移している状況にあります。

なお、棒グラフである令和5年度の収入済額が前年に比べ1,100万円余り減少している主な要因は、個人村民税で物価高騰の影響による個人事業主の経費増加に伴う所得減や、法人村民税における令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、給付金が減少した一方で、固定資産税において、農業法人や企業等による設備投資による償却資産の増があったことなどによるものです。

次に、5ページをご覧ください。

上段の第4表は、一般会計収支の状況を前年度と比較して表しております。

下段の第5表は、村税や地方交付税など一般財源の前年度との比較表であります。

右側の増減欄をご覧ください。

上段、村税は前年に比べ、個人村民税、法人村民税が減少した一方で、固定資産税で設備投資等による償却資産が増加し、前年比1,168万円余り減少しております。

中段下、地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う個人住民税からの税額控除に伴う減収補てん分の増によるものです。

その下段、地方交付税は、普通交付税が基準財政需要額のうち、包括算定経費で公共施設における光熱水費高騰対策分の増や、社会福祉費のうち、保育園の在籍児童数の増があったことなどから、1,369万円余りの増となっています。

その下段、繰越金については、令和4年度から令和5年度の繰越明許費に充てる繰越財源分の増により、7,030万円余りの増となっています。

一般財源の計では、増減欄、前年比で8,943万円余り増加しております。

次に、6ページをご覧ください。

第6表であります。歳入を村が自ら収入する村税などの自主財源と、地方交付税や国、道支出金など、交付される依存財源に分けて、3ヶ年分を比較した表となっております。

その下の第7表は、自主財源と依存財源の推移で、左の表は、数値の推移を記載し、右にはグラフで示しております。

次に、7ページをご覧ください。

上段の第8表であります。目的別の支出済額と、令和6年度への翌年度繰越額、不用額を示しております。

歳出合計予算額から、支出済額を差し引いた額から、さらに翌年度繰越額を除いた不用額は、1億7,759万円余りとなっています。

次に、翌年度繰越額の内訳であります。総務費は、ふるさと納税クラウドファンディング補助金やふるさと納税事業、各種電算システム改修委託など6事業となっており、民生費は、保育園舎及び児童館のエアコン設置工事、また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金によるものです。

また、衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び医師住宅建設工事、診療所エアコン設置工事によるもの、農林業費は、産地パワーアップ事業補助金や道営担い手畑総事業札内川右岸南部及び北部地区負担金のほか、西札内林道専用道整備工事によるものです。

次に、商工観光費は、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金によるものです。

次に、教育費は、調理場エアコン設置工事及び中札内交流の杜芝刈機更新事業によるものです。

翌年度繰越額合計で、5億3,802万7,000円となっております。

次に、下段の第9表であります。目的別に歳出決算額を前年度と対比しております。

増減額の主な要因ですが、総務費6億7,820万円余りの減は、ふるさと納税費やふ

るさと納税クラウドファンディング、基金積立額の減少によるものです。

次に、商工観光費で3億6,937万円余りの増加の要因は、まちなかキッチンスタジオ建設工事や札内川園地給水施設改修工事によるものです。

次に、その下段、土木費1億5,004万円余りの減は、鉄道公園施設改修工事や公営住宅改修工事の減によるもの、また、次の消防費2,577万円余りの減は、令和4年度に実施しました上札内交流館発電機整備工事や指令システム・デジタル無線部分更新費の減によるものです。

また、教育費1億9,873万円余りの増は、中学校教室増設改修工事や中札内小学校校舎体育館LED工事、交流の杜床改修工事などによるものです。

また、公債費の1億2,455万円余りの減は、役場庁舎建設に係る借入金の一部を繰上償還したことによるものです。

次に、8ページをご覧ください。

第10表は、歳出の性質別決算額を前年度と対比したものであります。

増減額の大きな部分について、先ほどの説明と重複しますが、大きな要因を説明させていただきます。

2の物件費3億2,818万円余りの減は、(4)委託料で、牧場管理委託及び音響・照明及び図書館業務委託の契約更改による人員増等による増加があった一方、(5)のその他で、ふるさと納税に係る返礼品代や運搬料などの経費が減少したことによるものです。

次に、3の補助費等1億5,705万円余りの増は、(1)負担金補助及び交付金で、農畜産物土づくり特別事業支援金や住宅リフォーム支援金の増などによるものです。

次に、4の扶助費2,197万円余りの増は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等を支援するため、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に支給した住民税非課税世帯等臨時特別給付金の増などによるものです。

次に、6の普通建設事業費2億4,643万円余りの増は、まちなかキッチンスタジオ建設工事の増加があった一方、令和4年度に実施いたしました旧役場庁舎解体工事や鉄道公園施設改修工事の事業費の減があったことなどによるものです。

次に、9の積立金3億5,723万円の減は、余剰金の公共施設等整備基金の積立額の減及びふるさと納税寄附金の減少によるふるさと活性化基金、食と農業農村振興基金の積立額の減などによるものです。

最後に、12の公債費1億2,455万円余りの減は、令和4年度に実施しました役場庁舎建設事業に係る地方債の繰上償還分が減少したことによるものです。

次に、9ページをお開きください。

第11表は、地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費になります。

令和元年10月から、消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴い、社会保障費の安定的な財源として交付されていることから、その用途を明確にするため、決算資料として添付しているものであります。

次に、10ページをご覧ください。

歳出決算額を目的別と性質別に円グラフで表したものであります。

次に、11ページをご覧ください。

新地方公会計制度導入に伴う投資的な基準に基づき、一般会計について、財務書類等を作成しており、11ページから14ページまで添付をさせていただいております。

最初に、11ページの貸借対照表は、基準日である令和6年3月31日時点における資

産、負債、純資産の資産保有状況と、財源調達状況を表したものであります。

表の左側については、借方として、当村の資産である学校や道路など、将来の世代に引き継ぐ社会資本や基金などを記載しており、長期間にわたり住民サービス提供のために利用される財産であります。

左下、村の資産合計は247億円余りで、村民1人当たり644万円、前年比11万円の減余りとなります。

また、表の右側については、貸方として、上段に負債を記載しており、地方債及び退職手当引当金など、将来の世代の負担となるものであります。

負債合計は48億円余りで、村民1人当たり126万円、前年比3万円の減余りとなっております。

右側の負債の下段、純資産については、過去の世代や国、道がすでに負担したもので、将来、返済しなくてもよい資産で、資産合計から負債合計を差し引いたものとなります。

純資産合計は198億円余りとなっております。

次に、12ページをご覧ください。

行政コスト計算書となります。

こちらは、企業会計の損益計算書に当たるもので、1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集に係る経費など、資産形成につながらない行政コストを業務費用として、人件費、物件費等、その他の業務費用等に区分して表したものであります。

経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、50億3,239万円余りとなっており、その下段の臨時損失を加え、臨時利益を差し引いた純行政コストも49億9,917万円余りとなっております。

次に、13ページをお開きください。

純資産変動計算書に移ります。

こちらは、地方公会計制度において、純資産の変動を示すものであり、純資産の増減が企業会計においては利益及び損失の増減を表すものであります。

下から2段目の本年度純資産変動額がマイナス3億8,803万円余りですが、この金額が令和5年度において、純資産が減少した金額となります。

次に、14ページをご覧ください。

資金収支計算書に移ります。

こちらは、地方公会計制度における資金収支の状態を示すものであり、年度内の地方公共団体の行政サービスに伴う現金等の期中取引高を性質別に分けて表示するものであります。

下から7段目の本年度資金収支額は、プラス1,257万円余りとなり、その2つ下段の本年度末資金残高が3億9,116万6,000円となります。

次に、15ページをお開きください。

基金の現在高調書であります。各会計別、科目別の基金の明細を記載しております。

調書の一番右の列が令和5年度末残高を記載しておりますが、最上段の一般会計合計の基金残高は29億5,770万円余りで、前年度から3億3,690万円余り減少しております。

次に、5年度中の主な一般財源等積立であります。財政調整基金に7,540万円、減債基金に1,087万円、公共施設等整備基金に8,000万円、福祉基金に1,920万円、商工業振興基金、スポーツ振興基金にそれぞれ1,000万円を、森林環境整備基金に202万8,000円を、国民健康保険事業基金に300万円を、介護保険事業基金に3

３０万円を積立をしております。

また、寄附金積立は、ふるさと納税に伴う積立と、その他の寄附も含み、ふるさと活性化基金に１億３，０３０万円余りを、豊かな環境等創成基金に３，８００万円を、福祉基金に５，４５０万円余りを、食と農業農村基金に４，４００万円を、文化振興基金に１，０００万円を、教育振興基金に３，０００万円となっております。

取崩額は、最上段の一般会計合計で８億５，７５６万円余りとなっております。

次に、１６ページをご覧ください。

こちらは、地方債現在高調書であります。令和４年度末現在高に、令和５年度中に借り入れた額を加え、償還した元金を差し引いた額が、右下の令和５年度末現在高となります。

地方債合計で４３億２５８万円余りとなっており、前年度末現在高から８，１５３万円余りの減となっております。

次に、１７ページから２５ページまでは、負担金補助金等支出内訳書を予算科目ごとに記載をしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

次に、２６ページには、予算の流用を記載しており、７件で４５万７，６６５円を、また、２７ページには、予備費からの充用を記載しており、６件で２０８万１，３４７円となっております。

次に、２８ページには、上段の国民健康保険特別会計の予備費からの充用を記載しており、１件で６万７，３６２円、また、下段の介護保険特別会計は、１件で５万４，８４８円となっております。

次の２９ページは、令和５年度のふるさと納税額を記載しており、表の最下段、寄附金総額が、前年比５億５，２２８万円余り減の７億６，０００万円余りとなっており、下段にそれぞれクラウドファンディング補助金、基金積立金、返礼品等の経費等に充当した一般寄附金に区分し記載をしております。

次に、３０ページから８０ページまでは、各課からの資料を記載しておりますので、それぞれご覧をいただきたいと思います。

以上で、一般会計の決算概要について、説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、国民健康保険特別会計の決算状況を説明いたします。

引き続き、黒ナンバー１４番、決算資料により説明いたしますので、８１ページをお願いします。

まず、上段、収支の状況ですが、令和５年度Ａ欄、歳入、収入済額は、前年度より２，８３２万円ほど増加の４億７，４１６万８，９０６円に対し、支出済額は４億７，２８８万６，３０４円で、前年度より３，１２５万円ほどの増加となっており、歳入歳出差引額は、前年度より２９３万円ほど減少の１２８万２，６０２円となっております。

なお、差引額のうち７０万円を国保事業基金へ積立、残り５８万円余りは次年度の繰越金として予定しております。

次に、ページ中段の表、歳入決算状況の収入済額Ｃ欄をご覧ください。

１款国民健康保険税の収入済額は１億３，５４７万円余り、全体の収納率は９７．５％となっております。

右横、収入未済額の３４１万円余りにつきましては、現年度保険料２３名分並びに複数

年度分の過年度保険税の未収額となります。

また、括弧書きの不納欠損額12万3,625円は、執行停止後3年が経過した過年度保険税2分名を不納欠損処理したものでございます。

2款道支出金は、村が保険者の保険給付費として一時的に負担し、歳入に振替いたします普通交付金と、保険者ごとの取組みに応じて配分される特別交付金との合計で、2億9,516万8,305円の決算額となっております。

4款繰入金4,229万1,357円は、一般会計からの事務費等繰入、保険基盤安定繰入及び国保事業基金繰入の合計額となります。

続いて、歳出でございますが、82ページ、中段以下、4番歳出決算額、前年対比表の令和5年度A欄をご覧ください。

1款総務費は、前年度より233万円ほど減少し、469万1,355円の支出額となっておりますが、前年度支出の全道統一システム機器更新に係る費用負担による減少が主な要因となります。

2款保険給付費は、前年度より2,579万円ほど増加の2億6,970万6,165円の支出額となっておりますが、一般被保険者に係る療養給付費等の増加によるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金1億8,302万6,000円は、前年度より396万円余り増加となっておりますが、国保事業の運営主体である北海道への納付金の増加が要因となっております。

5款保健事業費は、被保険者充てに送付する医療費通知や国保対象者に係る予防接種費用ほか特定健診に係る事業費として、1,482万9,101円の決算額で、前年より438万円ほど増加となっておりますが、令和3年度から開始した個別受診や過去の健診履歴に基づいた特定健診の受診勧奨対策と、個々の服薬情報に基づく適正な対策として、重複服薬を個別にお知らせする事業の実施に加えて、第3期データヘルス計画の策定による委託料の増加によるものでございます。

次に、8款諸支出金は、63万1,368円の決算で、前年度より56万円ほど減少しておりますが、主に過年度の保険給付費に係る国、道への精算返還金の支出が減少したものでございます。

また、83ページには、直近3ヶ年の総医療費、被保険者数、一人当たり医療費の動向を資料として掲載しておりますので、参考までにご参照いただければと思います。

なお、令和5年度決算状況につきましては、過日開催されました国民健康保険運営協議会において、詳細説明を行い、承認を得ておりますことを、併せてご報告申し上げます。

引き続き、後期高齢者医療特別会計の決算状況について、説明いたします。

同じく、決算資料の87ページをお開きください。

ページ上段、収支の状況ですが、令和5年度A欄、歳入の収入済額は、前年度より160万円余り増の7,521万7,471円に対し、歳出の支出済額は7,346万8,330円で、前年度から13万5,000円余り減少となっており、歳入歳出差引額は、前年度より173万円余り増の174万9,141円となりました。

次に、歳入決算状況ですが、2段目の表の中列、収入済額C欄をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、5,545万9,800円で、その右、収入未済額の65万1,340円は、現年度20名、滞納繰越1名の未納額、収納率は98.8%となっております。

2款繰入金は、一般会計からの事務費繰入並びに低所得者の保険料軽減補填などの合計

で、1,941万7,468円が収入済となっております。

5款広域連合支出金33万331円は、本村が実施する長寿・健康増進事業対策並びに健康診査の受診率向上対策を対象に交付されたものでございます。

次に、歳出ですが、ページ最下段の歳出決算額、前年対比表の令和5年度A欄をご覧ください。

1款総務費は、前年度よりも5万9,000円余り増の212万2,262円の支出済額、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金算定額の減少により、前年度より19万円余り減少の7,134万6,068円の決算額となっております。

なお、次の88ページには、療養給付費の状況を掲載しておりますので、給付実績としてご覧いただければと思います。

以上で、国民健康保険並びに後期高齢者医療特別会計に係る令和5年度決算概要について説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明の途中ではございますけれども、ここで休憩をしたいと思います。

午前11時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時09分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

次に、介護保険特別会計について、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計の決算状況を説明いたします。

黒ナンバー14番、決算資料を中心に説明いたしますので、84ページをお開き願います。

まず、ページ上段の1、収支の状況ですが、令和5年度A欄、歳入の収入済額は、前年度より1,448万円ほど増の3億7,209万4,401円に対し、支出済額は3億5,320万2,797円で、前年度より2,052万円ほどの増となっており、歳入歳出差引額は、前年度より603万円余り減の1,889万1,604円となっております。

令和5年度の歳入となる国、道、支払基金の交付金は、交付金算定時の推定給付費が高く設定されており、給付実績が推定値よりも下がったことから、精算により翌年度返還することとなりますが、概算ですが、返還額は1,620万円程度、追加交付が40万円程度の見込みとなりますので、歳入歳出差引額のうち200万円ほどを本年度の会計に繰越し、100万円を介護保険事業基金へ積立いたします。

次に、ページ中段、2、歳入決算状況の収入済額C欄をご覧ください。

1款介護保険料の収入済額は7,026万3,000円で、右横、収入未済額12万3,000円につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせた4名分の保険料未収額となっております。

平成20年からの滞納者1名分19万5,220円につきましては、令和5年10月に不納欠損としています。

2款国庫支出金、3款道支出金、4款支払基金交付金は、歳出側の保険給付費並びに地域支援事業費の実績額に対して、目的別負担率と制度上のルールに基づき計算されており、

国からは9,053万円余り、道からは5,203万円余り、支払基金は8,070万円余りの交付を受け、それぞれ収入済額として記載しています。

次に、6款繰入金は、5,690万円余りの収入済額ですが、令和5年度は、全額が一般会計からの繰入によるもので、介護保険事業基金からの繰入は行っておりません。

詳細は、決算書252ページから255ページの6款繰入金に記載しております。

その下、7款繰越金は、令和4年度会計の余剰額として、2,162万4,000円余りを当年度収入額として受けております。

続いて、歳出ですが、85ページ、中段の4、歳出決算額、対前年比、令和5年度A欄をご覧ください。

1款総務費は722万円余りの支出額で、前年度よりも128万円ほどの増額となっております。

これは令和5年度会計において、介護保険事業計画策定に係る費用のほか、介護保険システムのサーバーがデータセンターへ移行したことに伴う費用及び国保連合会との業務連携に使用するパソコン端末の更新などによるものです。

2款保険給付費は2億9,106万円余りの支出で、前年度よりも1,093万円余りの増となっております。

86ページに、5、保険給付費の内訳を記載しておりますが、前年対比ができませんので補足させていただきます。

サービス区分ごとに多少の増減はありますが、増額要因としましては、介護付有料老人ホームの入所者が増えたことにより、中段の通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの利用が増えたことなどによるものです。

85ページに戻りまして、4款地域支援事業費は3,570万円余りの支出額で、前年度より312万円ほどの増となりました。

決算書では260ページから263ページに記載しておりますが、令和5年度の主な増加要因としましては、要介護度が要支援1及び2と認定された方で、通所型デイサービスを利用される方が増加したことによるものです。

また、新たにまる元運動教室、まる元プラスの開始に伴う委託料及び会計年度任用職員の人件費の増などによるものです。

その下、5款基金積立金につきましては、当初予算の段階では基金へ積立をする余剰はなかったため、基金利子350円のみ積立となっております。

次に、7款諸支出金は1,920万円余りの支出額ですが、過年度分の介護給付費等の精算返還金として、国や道などに対し1,745万円余りを、一般会計へ171万円余りを返還しております。

なお、令和5年度の決算状況につきましては、過日開催されました介護保険運営協議会において詳細の説明を行い、承認を得ておりますことをご報告申し上げます。

以上で、介護保険特別会計に係る令和5年度決算の概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計について、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計の決算概要について、説明を申し上げます。

黒ナンバー12番の中札内村簡易水道事業会計決算書をご用意いたします。

最初に、1ページ、2ページの決算報告書につきましては、消費税込みで、3ページから6ページの財務諸表など、消費税抜きで作成しております。

それでは、決算書1ページをお開き願います。

1の令和5年度中札内村簡易水道事業決算報告書は、消費税を含む表示となります。

(1) 収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用でございます。

収入の第1款簡易水道事業収益の決算額は、1億7,796万円余りとなっており、項の明細は記載のとおりとなっております。

次に、支出の第1款簡易水道事業費用の決算額は、1億5,658万円余りとなっており、項の明細は記載のとおりとなっております。

次に、2ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出は、主に水道事業を継続、維持していくための建設改良費等を計上したものでございます。

収入の第1款簡易水道事業資本的収入の決算額は9,872万円余りとなっており、項の明細につきましては、記載しているとおりとなっております。

次に、支出の第1款簡易水道事業資本的支出の決算額は1億1,998万円余りとなっており、項の明細は記載のとおりとなっております。

続きまして、3ページをお開き願います。

3ページ、2の財務諸表、(1) 令和5年度中札内村簡易水道事業損益計算書であります。

これにつきましては、消費税を除く表示となっております。

1の営業収益は、一般水道使用料、営農用水使用料、負担金及び給水工事手数料などで、総額1億3,858万円余りとなっており、2の営業費用、(1) 原水及び浄水費は、職員の人件費、水道施設維持管理費、薬品費などがございます。

(2) 配水及び給水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費、水道施設保守点検及び水質検査手数料などがございます。

(3) 営農用水管理費は、中島浄水場も含めた営農用水道に係る維持管理経費となります。

(4) 総係費は、主なものとして、職員の人件費、印刷製本費、手数料、公営企業会計運用に係る支援業務の委託料などがございます。

(5) 減価償却費は、有形及び無形の固定資産減価償却費でございます。

総額1億4,661万円余り、差し引き、営業損失は803万円余りとなります。

3の営業外収益の他会計負担金については、一般会計繰入金、基準繰出分が主なものであり、金額170万円余りで、過去に整備した水道施設等に係る国庫補助金、工事負担金及び一般会計繰入金など、毎年度収益化して計上する長期前受金戻入が2,388万円余りとなっており、総額2,559万円余りとなっております。

4の営業外費用については、支払利息の起債長期償還利子などで217万円余り、雑支出23万円余りで、総額240万円余りとなっております。

差し引き営業外利益は2,318万円余りとなっており、先ほどの営業損失803万円余りを加えた経常利益は1,514万円余りであります。

最下段の当年度未処分利益剰余金については、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた4,158万円余りとなります。

続きまして、令和5年度中札内村簡易水道事業報告書の主なものを説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。

中段をご覧ください。

供給単価については164円余り、給水原価につきましては166円余りとなっております。

12ページをお開き、中段をご覧ください。

4の会計、(1)重要契約の要旨では、契約金額1,000万円以上の工事として、西2線配水管更新工事、計器類更新工事となります。

13ページをご覧ください。

5のその他、水道使用量の収入状況であります。

調定額に対して、3月末の現年度分の収入済額は、1億3,458万円余り、収入未済額は32万円余りで、収納率は99.76%であります。

下段の表では、5月末現在の収入未済額10万円余りと減少しており、収納率は99.92%であります。

引き続き、さらなる収納率向上に努めてまいります。

続きまして、14ページをお開き願います。

決算附属明細書であり、令和5年度中札内村簡易水道事業キャッシュフロー計算書を記載しており、その後、収入及び支出明細書につきましては、15ページから20ページに、固定資産明細書につきましては、21ページに、企業債明細書につきましては、22ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、簡易水道事業の補足説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業会計について、説明を申し上げます。

黒ナンバー13番の中札内村公共下水道事業会計決算書をご用意いたします。

最初に、簡易水道事業会計と同様に、1ページから2ページの決算報告につきましては、消費税込みで、3ページから6ページの財務諸表など、消費税抜きで作成しております。

それでは、決算書1ページをお開き願います。

1の令和5年度公共下水道事業決算報告書は、消費税を含む表示となります。

(1)収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用でございます。

収入の第1款、公共下水道事業収益の決算額は、1億7,342万円余りとなっており、項の明細は記載のとおりでございます。

次に、支出の第1款公共下水道事業費用の決算額は、1億6,413万円余りとなっており、項の明細は記載のとおりとなります。

次に、2ページをお開き願います。

(2)資本的収入及び支出は、主に下水道事業に継続して維持するための建設改良費等を計上しております。

収入の第1款公共下水道事業資本的収入の決算額は、1億8,559万円余りとなっており、項の明細は記載のとおりでございます。

次に、支出の第1款公共下水道事業資本的支出は、決算額は2億2,905万円余りとなっており、項の明細は記載のとおりとなります。

続きまして、3ページ、2の財務諸表、(1)令和5年度中札内村公共下水道事業損益計算書でございます。

これについては、消費税を除く表示となります。

1の営業収益は、下水道使用料などで、総額6,172万円余りとなっており、2の営業費用(1)処理場費は、主に浄化センターの施設維持管理費でございます。

(2)管渠費は、マンホール等の修繕であり、(3)総係費は、主なものとして、職員の

人件費、印刷製本費、手数料、公営企業会計運用に係る支援業務委託などがございます。

(4) 減価償却費は、有形及び無形の固定資産減価償却費などがございます。

総額1億5,066万円余り、差し引きますと、営業損失は8,894万円余りとなります。

3の営業外収益の他会計負担金については、一般会計からの他会計負担金であり、金額は6,690万円余りで、過去に整備した下水道施設等に係る国庫補助金、一般会計繰入金及び受益者負担金を毎年度収益化して計上する長期前受金戻入が3,862万円余りとなっており、総額1億552万円余りとなっております。

4の営業外費用は、(1)支払利息は、起債長期償還利子などで715万円余り、(2)雑支出として608万円余りで、総額1,323万円余りとなっております。

差し引き、営業外利益は9,229万円余りとなり、先ほどの営業損失8,894万円余りを加えた計上利益は、335万円余りとなります。

最下段の当年度未処分利益剰余金については、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた823万円余りとなります。

続きまして、令和5年度中札内村公共下水道事業報告書の主なものについて、説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

中段をご覧ください。

公共下水道事業の汚水処理単価は173円余り、汚水処理原価は449円余りとなっております。

11ページ、上段をご覧ください。

4の会計、(1)重要契約の要旨についてです。

契約金額1,000万円以上の工事として、中札内浄化センターにおける汚泥処理コントロールセンタ外更新工事と、ときわ野分譲地造成工事となります。

11ページ、下段をご覧ください。

5のその他、下水道使用料の収入状況であります。調定額に対して、3月末の現年度分の収入済額は6,674万円余り、収入未済額は25万円余りで、収納率は99.63%であります。

下段の表で、5月末現在の収入未済額が8万円余りと減少しており、収納率は99.87%であります。

引き続き、さらなる収入向上に努めてまいります。

その他の項目はお目通しをお願いいたします。

続きまして、12ページをお開き願います。

決算附属明細書で、令和5年度中札内村公共下水道事業キャッシュフロー計算書を記載をしており、その後につきましては、収入及び支出明細書について、13ページから17ページに、固定資産明細書につきましては18ページに、企業債明細書につきましては19ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、双方の事業会計における決算概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、村有財産調書について、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） それでは、村有財産調書について、ご説明申し上げます。

黒ナンバー17番、村有財産調書をご用意願います。

1ページの総括表に基づき、土地、建物について、その概要を説明いたします。

最初に、区分欄左側、上段の行政財産は、決算年度中増減高はなしで、下段の普通財産、

土地の決算年度中増減高 2, 6 2 9. 4 4 平方メートルの減は、その他用地で民間企業等への土地の売払いや土地交換などにより、3, 3 7 0. 5 6 平方メートルの減少があった一方、貸付地で 6, 0 0 0 平方メートルの返還があり、増加があったことによるものです。

次に、行政財産の建物欄右側、延面積計の決算年度中増減高 4 2 4. 3 6 平方メートルの増は、まちなかキッチンスタジオ及び札内川園地給水施設の新設によるものです。

次に、その下段、普通財産の延面積計の決算年度中の増減高はなしとなっております。

次に、2 ページは行政財産、3 ページは普通財産、それぞれ区分ごとの総括表となっております。

次に、4 ページから 2 2 ページは、行政財産の公用財産及び公共用財産の内訳を、2 3 ページから 2 6 ページまでは、普通財産の内訳を、2 7 ページは、山林、物件、有価証券を、2 8 ページは、出資による権利、2 9 ページから 3 1 ページには、物品のうち 1 0 0 万円以上の重要物品となっております。

次に、3 2 ページは、基金、3 3 ページには、北海道市町村備荒資金組合納付金について、それぞれ、前年度からの増減と年度末現在高を記載しております。

また、令和 4 年度からの公営企業法適用に伴う簡易水道会計及び下水道会計の村有財産は除かれております。

次に、黒ナンバー 1 8 番であります。こちらはただいま説明いたしました村有財産調書の附帯説明資料となります。

詳細を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、村有財産調書の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、これで補足説明を終わります。

お諮りします。

認定第 1 号から認定第 6 号に係る令和 5 年度中札内村各会計決算認定の 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 5 5 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 6 号に係る令和 5 年度中札内村各会計決算認定の 6 件につきましては、会議規則第 5 5 条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

これから一括して質疑を受けたいと思いますが、審査の方法についてお諮りいたします。

審査の順序は、配布しております決算審査順序に従い、一般会計は歳出決算を初めに、次に歳入決算、財産調書の順に審査し、各特別会計及び各事業会計は歳入歳出一括で進めたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出の審査に入りますが、順序は決算審査順序に従っていききたいと思います。

一般会計の歳出の審査順序については、1 款、2 款を一括して。

次に、3 款、4 款、5 款を一括して。

次に、6 款、7 款、8 款を一括して。

その後、9款、10款はそれぞれに。

次に、11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

それでは、項目別に質疑に入ります。

各款のおおまかな概略について説明を受けた後、各議員の質疑を受けます。

なお、質疑の際には、決算書等のページを示した上で発言願います。

また、質疑にあたっては、1回につき3問程度までとし、スムーズな進行にご協力願います。

それでは、1款議会費と2款総務費、86ページから103ページまでの概略説明をお願いいたします。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 1款、2款の決算概要について、特徴的なものをご説明申し上げます。

黒ナンバー11番の決算書71ページをお開きください。

2款総務費の決算額は、12億1,534万6,220円で、前年比6億7,820万円余りの減少となっております。

減少の主な要因は、ふるさと納税費で、ふるさと応援寄附金の減少に伴い、返礼品などの経費分として3億7,880万円余りが減少したほか、寄附金の積立など、ふるさと活性化基金及び豊かな環境等創成基金合わせて1億1,451万円が減少したほか、ふるさと納税クラウドファンディング補助金が、前年比4,047万円減少となりました。

また、財政関係基金費では、公共施設等整備基金積立が、前年比1億2,600万円の減少となったほか、財産管理費で、令和4年度に実施いたしました旧役場庁舎の解体撤去等工事5,335万円が減少したことなどによるものです。

次に、総務課が所管する特徴的な事業について、主な増減について、ご説明いたします。

71ページ、備考欄、中下段、庁舎管理費は、前年比43万円余り減の2,236万9,000円余りで、主な減少要因は、需用費のうち光熱水費で、基本料金の引下げや電力会社の燃料費調整単価の引下げにより、70万円余りの減となった一方、12節委託料のうち、警備清掃管理委託で、人件費単価アップにより50万円余りの増となっております。

また、次に、73ページをお開きください。

備考欄上段、17節備品購入費、一般備品で、令和4年度に購入いたしました机、椅子購入分28万円余りが減少したことなどによるものです。

次に、その下段、市町村交流事業費は、前年比31万円余り増の151万5,000円余りとなっており、主な増加要因は、新型コロナウイルス感染症により中止とされておりました川越市との中学生相互交流が再開したことに伴い、18節負担金補助及び交付金のうち、随員職員2名分の旅費等の費用で、訪問負担金15万9,600円、また、2段下の中札内村・川越市との中学1年生の派遣及び受入に係る交流事業交付金67万855円、合わせて83万円余りが前年から増となっております。

次に、その下段、財政関係基金費は、前年比1億1,513万円余り減の9,089万8,000円余りで、主な減少要因は、令和5年度ふるさと納税寄附額減少に伴う決算剰余金の減少により、公共施設等整備基金積立分で、前年比1億2,600万円の減があったことなどによるものです。

また、減債基金積立1,087万円が皆増となっているのは、普通交付税の追加交付に伴い、国の指示に基づき、後年度の臨時財政対策債の償還費に充てるため、減債基金に積立を行ったことによるものです。

次に、その下段、総務一般経費は、前年比298万円余り減の5,155万4,000円余りとなっており、主な減少要因は、令和4年度に行いました定年延長制度導入に伴う例規整備支援委託約135万円や、PCB廃棄物処理運搬委託の416万円余りが減少した一方で、増加要因として、会計年度任用職員に係る経費で、1節報酬で、前年比75万円余りの増があったほか、4節共済費、労働保険料で49万円余りの増があったことなどによるものです。

また、8節旅費のうち、普通旅費において、国立公園化に係る中央環境審議会参加やSWC首長研究会、食と観光プロモーション事業など47万円余りの増が主な要因となっております。

次に、75ページをお開きください。

備考欄中段、12節委託料のうち、勤怠管理システム設置に伴い、保育園及び給食センターにインターネット回線を整備したため、19万8,000円が新たに支出されております。

また、17節備品購入費、施設備品は、勤怠管理打刻機を設置したもので、保健センター、教育委員会、保育園及び調理室、給食センターへ5台を設置したことによるものです。

次に、77ページをお開きください。

備考欄下段、退職手当組合等経費は、前年比2,092万円余り減の3,684万円余りとなっており、主な減少要因は、退職手当負担金で、一般職の普通負担金について、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間、2年に1歳ずつ定年齢が引き上げされることとなったことに伴い、定年退職者が隔年となることから、特例措置として、一般職の普通負担金の額に100分の50を乗じた額とするよう制度改正がされたことによるものです。

次に、79ページをお開きください。

備考欄上段、研修費は、前年比1万6,000円余り増の179万1,000円余りで、管理職研修やメンタルヘルス研修、コンプライアンス研修、自治研修所や定住自立圏研修などを実施しております。

次に、その下段、財産管理費は、前年比3,633万円余りの減の1,822万2,000円余りとなっております。

主な減少要因は、令和4年度に実施しました旧役場庁舎の公共施設解体撤去等工事5,300万円余りが減少した一方で、増加要因といたしまして、12節委託料、調査設計委託396万円は、ときわ野5次分譲に関連する用地確定のための調査設計のほか、その下段、樹木剪定等委託175万円余りは、旧役場庁舎周辺の庭木の移植及び桜の樹勢回復作業等によるもので、さらに14節工事請負費では、ヴィレッジときわ野5次分譲地に係る宅地分譲地造成工事といたしまして、824万7,000円余りの増や、その下段、村有地等舗装工事で、ヴィレッジときわ野バス停取付道の舗装工事として、95万7,000円の増、さらにその下段、村民憲章碑移設設置工事132万円の増があったことなどによるものです。

次に、81ページをお開きください。

備考欄上段、交通安全・防犯対策費は、前年比279万円余り減の2,500万9,000円余りとなっており、主な減少要因は、10節需用費のうち、光熱水費で、街路灯、防犯灯の電気料で96万円余りの減となったほか、18節負担金補助及び交付金で、令和4年度で制度終了となりました高齢者安全運転サポート補助金で、196万円余りの減少があったことなどによるものです。

次に、中下段、一般公用車管理費は、前年比135万円余り増の895万円余りとなっており、主な増加要因は、83ページをお開きいただき、22節償還金利子及び割引料、車両譲渡事業償還金367万円余りは、車両2台の元金償還開始に伴い、前年比110万円余りの増となっております。

次に、その下段、電子計算機管理費は、前年比190万円余りの増の9,110万7,000円となっております。

増加の主な要因ですが、12節委託料で、令和4年度に実施しました総合行政システム改修委託、約1,473万円や、ブラウザ更新対応委託の約196万円、マイナポイント申込支援業務委託の約331万円の合わせて約2,000万円の減少があった一方で、増加要因といたしまして、12節委託料の最上段、電算機器保守点検委託で、令和4年度に実施したネットワーク分離機器更新に伴う保守期間が6ヶ月分だったものが、令和5年度においては1年間の保守期間となったことから、381万円余りの増となったほか、委託料の下段、申請書作成支援システム導入委託348万7,000円は、マイナンバーカードに格納された住所氏名等の個人情報と、各種証明等の申請書作成を自動印字するシステム導入したもので、また、その下段、個人住民税システム改修委託339万2,000円余りは、住民税の特別徴収税額通知の電子化に伴い、増加したものなどです。

次に、85ページをお開きください。

備考欄中段、電子計算費の最下段、22節償還金利子及び割引料、パソコン等譲渡事業償還金は、令和4年度に購入いたしましたネットワーク分離に係るシステム機器更新に係る元金償還が開始されたことに伴い、1,054万円余りの増となっております。

次に、その下段、企画一般経費は、前年比169万円余り増の1,541万2,000円余りで、増加の主な要因は、18節負担金補助及び交付金のうち、地方バス路線維持対策補助金で、令和4年度の新型コロナウイルスの激変緩和措置として実施しました補助金の臨時措置が終了したことに伴い、自治体負担金分が前年比588万円余り増となった一方で、その下段、企業立地促進補助金130万円余りは、令和4年度に交付した1年限りとなります企業立地促進奨励金が令和5年度なくなったことから、前年比328万円余り減となったことなどによるものです。

次に、87ページをお開きください。

中段、コミュニティバス運行管理費は、前年比234万円余り増の1,298万5,000円余りで、増加の主な要因は、12節委託料のうち、コミュニティバス運行管理委託で、市街地方面、上札内線の運行ルート見直しに伴い、十勝エアポートスパそらを利用可能とするルートへ変更したことなどから、280万円余りの増によるものです。

次に、89ページをお開きください。

防災無線管理費は、前年比77万円余り減の195万2,000円余りで、主な減少要因は、令和4年度に実施しました屋外子局蓄電池交換等の修繕料172万円が減となった一方、12節委託料で、防災無線保守点検委託において、役場直流電源装置の隔年実施やUPS装置4年に一度の点検などが、点検対象設備が増加したことに伴い、36万円余りの増、また、17節備品購入費で、戸別受信機を10台購入したことにより、58万3,000円の増があったことなどによるものです。

次に、その下段、コミュニティ活動費は、前年比1,461万円余り増の2,082万8,000円余りで、主な増加要因は、興農会館新築に対する村助成金である地域集会施設等補助金593万円の増、また、その下段、同会館に対する一般財団自治総合センターによるコミュニティ助成事業1,080万円の増によるものです。

次に、備考欄下段、まちづくり推進費は、前年比3,501万円余り減の2,377万5,000円余りで、主な減少要因は、令和4年度に実施しましたふるさと納税クラウドファンディング補助金4,200万円余りが減少した一方、増加要因では、91ページの方をお開きいただきまして、備考欄の中上段、12節委託料のうち、令和5年度から2ヶ年で実施いたします景観計画策定調査委託456万5,000円、また、14節工事請負費、六花の森ステージ撤去工事214万3,000円余りの増があったことなどによるものです。

次に、下段、ふるさと活性化基金及びその下段、豊かな環境等創成基金につきましては、ふるさと応援寄附金の減により、ふるさと活性化基金積立で8,150万円余り、豊かな環境等創成基金で3,299万円余りの減となっております。

次に、93ページをお開きください。

備考欄上段、ふるさと納税費は、前年比3億7,879万8,000円余り減の4億497万6,000円余りで、こちらはふるさと納税に係る事務経費となりますが、減少の主な要因は、ふるさと応援寄附金で、令和4年度は、約13億1,200万円余りと過去最高額の寄附に対しまして、令和5年度は10月1日からの総務省の制度改正に伴う寄附額の見直しや、発注ミスに伴う掲載サイトの中断などの影響から、寄附額が前年比で約5億5,000万円少ない7億6,000万円余りとなりました。

また、主な事務経費では、7節報償費で、返礼品となるふるさと納税謝礼が前年比1億8,460万円余り減の2億1,375万5,000円余りとなったほか、11節役務費のうち、運搬料で1億3,733万円余り減の8,795万9,000円余りとなりました。

その他といたしまして、12節委託料のうち、ふるさと納税サイト掲載委託で220万円余り減の1,808万円余り、さらにその下段、ワンストップ特例申請書受付業務で745万円余り減の129万3,000円余りとなっております。

以上が、総務課が所管する2款の主な決算概要となります。

○議長（中井康雄君） ちょっと時間大分経過いたしました。

休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、1款議会費、2款総務費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） それでは、質問させていただきたいと思います。

ページで言いますと93ページになるかと思いますが、ふるさと納税費4億497万円余りということで計上されております。

先ほど総務の方からも説明がございましたけれども、前年に比べて大きく減少しているというような状況でございます。

この要因について、ふるさと納税そのものが昨年度に比べて5億5,000万円余り減

少していることが要因ということで、その減少した要因として、電算ミス、それから経費率の改定、厳格化というようなことで減少したということでの説明がございましたけれども、この要因のうち、減少した要因の2つを挙げられたわけなのですけれども、この電算ミスの要因においてどれだけ減ったのか。また、その経費率の見直しによってどれだけこの寄附金額が減ったのか。

お示ししたいと思いますが、思いますけれども。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） ふるさと納税の減少について、要因の内訳ということでご質問がございましたので、お答えいたします。

減少の要因ですけれども、非常に、昨年度、ご指摘のとおり総務省による指定基準の見直し、厳格化というところがございまして、10月から新ルールが適用されるということで、9月には前年比の倍近くの寄附が、いわゆる駆け込み需要というものが発生いたしました。

その反動もございまして、先ほど総務課長の方から説明もありました発注ミスの関係で、一部の商品がサイトに掲載停止という、そういった複合的な要因ございまして、減少したというところでございます。

ふるさと納税、全国的な要因の中では、近年、物価高ということもございまして、日用品ですとか、精米、いわゆる米ですとか、そういった寄附が増えているという報道も聞いておりますし、それから、中国の禁輸、日本産ホタテの禁輸ということもございまして、そういった海産物を応援する寄附というのも増えておると聞いております。

そういったことが複合的に絡み合ひまして減少と、減額ということになっておりますので、ここでその減額の内訳を明確に示すということはちょっと難しいかなというふうに考えてございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ふるさと納税の減額の要因ということでお伺いしたところでございますけれども、先ほど説明のございました日用品などにシフトしているというような状況ですね。

そういった状況については、監査の意見書の中にも載っております、その辺についてはよく理解をしているところでございますけれども、この要因として課長が挙げられた中では、電算ミスによるものと、この経費率の見直しによるものが大きいと。

それによって5億円減ったというような説明だったというふうに思います。

要因ということは、主な要因ということだと思いますけれども。

しかしながら、電算ミスによるマイナスというのは、多く見ても1,000万円ほどかなと、1,100万円ほどかなというふうに私は思っています。

また、経費率の見直し、厳格化、これによってということであれば、これについては全国一律で見直しの改正というのは行われているわけで、中札内のふるさと納税が前年度に比べて40%減っているというような要因にはなり得ないのではないかなというふうに思っている次第でございますので、その辺について、改めてお伺いをしたいところでございます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 経費率の関係でございますけれども、各自治体において設定している経費率というものがございまして、送料に占める割合ですとか、経費の中でも、各自治体によりまして、当然返礼品は3割というところで、これは厳格的に決められ

ているものですし、経費の総枠は5割ということで決められております。

自治体によっては、その配分といいますか、経費5割の余裕といいますか、その部分は自治体によって差がありますし、また、近年、ふるさと納税が1億円規模の市場になってきたということで、ほかの自治体も力を入れてきております。

お徳のある商品を、容量増やしたりとか、そういった形で出している自治体も増えてきておりまして、ほかの自治体、いろんな自治体に、競合自治体というところに流れているというのは実際あるかと思しますので、その辺、複合的な要因かなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 質問がなかなかわかりづらかったのかなというふうに反省をしておりますので、少し聞き方を変えたいかと思うのですが、今決算書の中で、この経費率を見る場合に、どの項目がこの経費率の算定に加わっていくのか。

それによってどの程度の経費がかかっているのだなというものがわかるかと思うのですが、それについては明示が、この決算の中ではありませんし、説明資料の中でもございません。

今現在、この経費率がどれぐらいになっているのかということをお伺いしたいところでございます。

今現在といいますか、この決算年度の中でですね。

どれぐらいの経費率になったのかということ、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 令和5年度に総務省のいわゆる経費の見直し、経費の算定基準の厳格化ということがございまして、5年9月まではその対象経費に、報告すべき経費に含まなかった経費というのが、10月以降は含まれるようになりまして、令和5年度の総務省に報告した数値は49.8%となっております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ふるさと納税の経費率が今現在49%前後で、5年度についてはですね、推移をして、そのように総務省の方にも報告をされているということで理解はいたしました。

また、要因については複合的な要因があるということでの答弁だったかと思えますけれども、先ほども示したように、電算ミスによるマイナスというのは1,000万円ほどだというふうに考えているのですが、それについては間違っていないのかどうか。

その辺の見解ですね。

そこについてもお伺いをしたいところです。

経費率の厳格化については、先ほども申したとおり、全国一律にその改定の作業というのは行われているわけで、中札内だけがこの40%も減るというような状況にはならないはずだろうというのが私の考えでございますので、その複合的な要因がほかにあるということであれば、そちらについても明示をしていただきたいというふうに思います。

また、監査の意見書を見ますと、ふるさと納税の返礼品サイトから、肉類返礼品が掲載できなかったことも重なって要因となっているというふうな記述もございますし、その辺の掲載できなかった期間、こういったものが明示されないと、この要因、5億5,000万円余り減少した要因とはならないのではないかなということでの考えでの質問でございますので、改めて、この減少分の要因について、お示しをいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 1 時 1 1 分

再開 午後 1 時 1 2 分

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 私の方から、具体的な数字まではちょっとお示しはまだできませんけれども、考え方としては、その事務ミス発生によって、それ以降、サイトのうち該当の品目のサイト上での停止を行った時期が年末の一番かきいれどきの時だったということも、その寄附額が大きく減少した一つの要因かなと。

ただ、単純に事務ミスによって寄附金を返還するなり、替わりの代替品をお送りさせていただいたりという措置は行っている金額は、おおよそ、具体的な細かい数字は別として1, 0 0 0 万円程度というのは、大体そのぐらいなのかなって。

ただ、そのことによってサイトを一時期停止したこと。

それに併せて、寄附金額の経費率のこともありますので、見直しを行ったこと。

これが複合的な要因として寄附減につながったものというふうに思います。

寄附金はその時期によって多く寄附をいただく時期もあれば、そうではない閑散期も当然ございますので、一番大きく影響が出たその年末、または9月末の経費率が上がる手前の寄附金が駆け込みで需要があった時期。

これを事務ミスによって、返還なり他の品目に振替えたということがございますので、単純にその比較がちょっとできるかどうかはわかりませんが、その期間等含めて、ちょっと詳細については、この議会終わるまでに出せるかどうかは、ちょっと検証してみたいと思いますのでお時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） ただいまの答弁によりますと、電算ミスによってサイトが停止したというように捉えられるかと思うのですが、私の知る限りそうではなくて、電算ミスが発覚した時にはすでにサイト掲載は停止をされていた状態だったのではないかなというふうに思っています。

また、この電算ミスについては繰り返し申しますけれども、サイトへの掲載の停止がなければ、恐らくこの電算ミスというものについても、このように大きな問題になるようなことにはならなかったのではないかなというふうに考えているわけです。

そういった中で、サイト掲載の停止というものが一体いつからいつまでなのか。

期間としてどれぐらいなのかということを、改めてお示しをいただいた上で、そのサイト掲載がこの5億5, 0 0 0 万円ほどの減少につながっているのだということを明確にしたいということでの質問でございました。

今のことについて、このサイト掲載の停止の期間ですね。

これについてはすぐわかるかと思うので、答弁を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 主力商品でありました豚肉スライスの件に限定しますけれども、令和5年9月28日、木曜日の夕方6時ごろになります。から、12月27日の6時ごろまでというふうに理解しております。

○議長（中井康雄君） 5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） おおむね3ヶ月間、このふるさと納税の主力商品がサイトへの掲載が止まっていたということが、この5億5,000万円ほどの、前年度に比べて減ってしまった大きな要因であるということで明記をしていただきたいと思うのですが。

今一度、このふるさと納税の減額についての要因として、どのように考えているのか、ご説明をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 先ほどから私の方からお話したとおり、大きくその繁忙期と言われる時点で一番売れ筋であった豚肉のサイト上での停止が当然大きく影響したのだろくなということは大いに推測できるところです。

そのことが事務ミス起因かのように、僕のさっきの答弁、関連付けてちょっと言ってしまうけど、確実にそれイコールではないかなと。

言ってみれば、それを納入している業者さんとの話し合いの期間だとか、そういう話については、これまでのこのふるさと納税の事務ミスに起因する寄附金の関係でご説明もしましたし、そのことが、一番繁忙期に当たったというのが一番大きな減少の要因だったというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） そのように考えているということであれば、先ほど、総務課長の方から説明がございましたふるさと納税費の今年度の大きな減少に関しての、ふるさと納税そのものの減少の要因としては、電算ミスや経費率の改定というものは大きな要因ではないというふうに私は理解をしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 結果的にそれが先ほど総務課の方からの説明がありましたとおり、複合的に関連しているというお話をさせていただきました。

直接的に、そのことのみを指して、その減少要因だっていうことではないかなと思います。

タイミングも、10月1日のその経費率の見直しに基づく寄附金額の引き上げだとか、そういったことをすべて勘案して、当時、検討していた時期でしたから。

それが複合的に絡んだために、この寄附金額の減少ということになってしまったということでございます。

事務ミス及びサイト上の公開の停止、これはなぜ起こったかということになれば、当然、寄附金額の引き上げ、経費率の見直し、これが一つの起因しているということは確かですので、すべてがそこに減少した額そのものが全部そこに影響されているというわけではないというふうに考えるところです。

○議長（中井康雄君） 5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 繰り返しになりますけれども、このサイトへの掲載が3ヶ月にも及んで長引いてしまったことが減少につながっているのではないかという話をさせていただいているところでありまして、3ヶ月もの間止めざるを得なかった要因として、先ほど言いましたように、この経費率の改定ですとか、その時たまたまその電算ミスも重なってしまったというふうに捉えているところでございますけれども、その辺についてはどのように見解を示していただけるのか。

今一度お願いいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 繰り返すにはなりますけれども、言い方的には、それが複合的という意味かなというふうに思っています。

経費率の改定が先にあるのではなくて、今言ったサイトの停止も、同じことになりますね、結果的に。

認識的には同じかと思いますが、後先の問題は別にして。

そういったものが複合的に、今、福原議員が言われたようなことが複合的に影響を及ぼして、この減少につながったのだらうという考えでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 答弁ありがとうございます。

この結果、サイトの再掲載に至らなかった、3ヶ月もの間至らなかったということであれば、この9月の28日から12月28日までという期間でございますけれども、9月の28日に掲載を止めなければならなかったという状況ですね。

この判断をしたことによって、この5億5,000万円の減少が生じてしまっているということで、この掲載停止の判断が結果責任として、5億5,000万円もの減額を生んでしまったというふうに考えられるわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 少々お待ちください。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時23分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁求めます。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 先ほどから申し上げているとおり、複合的というふうにお話をしました。

9月28日にサイトでの公開を停止したことが、その減少の要因だというふうに限定的に言うことはできないというふうに思います。

ですから、先ほどから答弁しているとおり、複合的な要因でというふうにお話をしました。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ということは、あくまでもこの5億5,000万円の前年度に比べての減額というものが、サイト掲載の停止の判断をしたことによるものではないということと考えているということでしょうか。

先ほど申したように、結果責任について、執行部としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） これまでのこのふるさと納税の昨年度の経過の中で、9月28日にサイトを停止したその原因なりというのは、当然先ほどから申し上げているとおり、総務省の経費率の見直しのタイミングが10月1日からあるということで、経費率の引き上げが、その時点で引き上げをしなければならないという、経費率の引き上げが行われるので、寄附金額の見直しをしなければならないと。

そのためには、実際経費率がどの程度になるのかというのを調査しなければなりませんでしたし、その間もサイトを開け続けておくわけにはいきませんので、その間がサイト公

開を見送っていたと。

ただ、これには様々な、業者さんも含めた話し合いの時間を要したということも、そのサイトの公開が延びた一つの要因だというふうには思います。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 答弁いただきましたけれども、前年度、このふるさと納税については、どのような形になっているのかということで、たくさんのことをお伺いしておりました。

その中で、この10月以降の経費率の改定についてどのように対応するのかということでの答弁の中では、10月以降、この寄附金額については改定をしていくつもりなのだというのでおっしゃっておったと思います。

また、10月以降すぐにかという問いに対しては、すぐにはなかなか決められないので、10月中以降、この寄附金額の経費率の改定に対応した寄附金額等にしていきたいというふうにお答えをいただいたふうに思っております。

ということは、10月中ぐらいには載っておったはずなのですね、このサイト掲載、経費率の改正に伴って対応した寄附金額に応じたものがサイトに掲載されるはずであったというふうに考えております。

結局は10月の中あるいは下旬ぐらい、20日ぐらいと言われていたかと思うのですが、それが結果的には12月の28日まで延びてしまった。

この2ヶ月間というのは、非常にふるさと納税においてもかきいれどきというような言葉を使われておりましたけれども、非常に発注自体が多い月であって、この大事な2ヶ月間にサイトが停止していたということが原因になるということで私は考えておりますので、その辺について、今一度、明確に答弁をいただきたいのと、先ほど申したように、この結果責任についてどのように考えているのか。

今一度お伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ご指摘のとおり、3ヶ月間にもわたってサイトでの公開を見送っていたというのは、これまでの議会との、議員さんとの協議の中でもお話ししたとおり、業者との協議をどうしてもしなければならなかったと。

その最終決定がどうしても遅れてしまって、そのきちんと協議をして、双方合意の上、再開しようというふうになったのが12月のその末だということでございます。

10月1日からその寄附金額をすべて引き上げるということ自体は、先ほども申し上げましたとおり、経費率の算定は当然やります。

やらなければ、寄附金額ちょっと決めることができませんので、ある程度の期間を要するということは、もともと答弁の中でもお話ししていたかなというふうには思います。10月中旬以降。

ですが、特定の業者さんとの協議については、それ以上に、その協議に時間がかかったというのが現実問題ありますので、そのことで、その部分については公開をすることができなかった。

それが大きく影響したということだというふうに認識しているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 答弁いただきましたとおり、この5億5,000万円もの減額につながった要因として、このふるさと納税サイトへの掲載が、3ヶ月もの間止まってしまったということ。

これについては、何とか広く皆さんにお知らせをしていただきたいなというふうに思っている次第です。

実は、全道からこのふるさと納税、電算ミスの関係が広くアナウンスされ、電算ミスによってということだけを村民の方々聞いている可能性もございます。

多くの方々によく言われるのは、この電算ミスによって、これだけの金額減ってしまったのだね、大変だねというようなことを言われるのです。

これは村民にとっては大きな勘違いだし、間違った情報だというふうに私は感じますし、この電算ミスに携わった職員の名誉にも関わることではないかというふうに思っています。

勝毎の記事などもございますけれども、これは7月の15日の記事でございますけれども、中札内においては前年度40%の減、この原因について明確に書いておりますが、経費率の制度の改正したことによって、返礼品が従来より割高になってしまった、村においては送料が高いなど、ということで云々書いておりますが、それに付随して、発注シートの記載漏れなどによってキャンセルが生じたことも減少の一因となったと書いてあるのですね。

でも、この発注シートの記載漏れというのは全体の2%ほどで、実はそうではない。

言ってみれば、誤った、誤解を生むような記事になってしまっているというようなことです。

これ7月の15日の記事でございますけれども、これについて、村の方にお伺いしたいのは、この記事に対して訂正を求めたり、何かしらの働きかけをされたのかどうかということで、改めてお伺いしたいところでございます。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） その記事に対して訂正は求めてございません。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 今後、訂正や何かしらの申し入れ等行う考えはございますでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） その当時の記事に対して訂正を要請する考えは、基本的にはございません。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） それは今さら訂正を求めてもという考え方なのか、先ほど申したように、村民の多くの方も勘違いをしまっている状況だというふうに思いますので、今後改めてそのようなアナウンスをされる予定はあるのかどうかを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 特にこのことに限定して、記事掲載をするだとかということは考えておりません。

ただ、一つだけあるのは、今後とも本村のふるさと納税が継続して寄附金をいただけるよう、サイトの強化だとか、返礼品の拡大とか、そういったところはきちんとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 改めて村民の方ですとか、広く多くの方に周知をするということとはされないということで理解をしました。

であれば、なおのこと、この今回の決算においての寄附金額の減少の要因ですね。

先ほど申しましたサイトへの掲載が停止されたことが減少の大きな要因になっていることは、実績報告書の中にもございませんし、そのような説明も、先ほど課長の方からはなかったということでございますので、改めてこれについては明確に示していただきたいということでございますので、その辺についてお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 基本的に今回のこの寄附金額の減少について、細かいところを述べていけば、以前にもお話したこともあったかと思いますが、村の考え方と事業者さんの考え方の齟齬を、まず、イコール、一致させようということで協議を行っていて、その間、サイトを止めていたということになります。

ですから、そのときの論議をここで蒸し返して、言ってみればそれを明らかにすることは、事業者さんにとっても村にとってもあまりいいことではないなというふうに思いますので、私の方からその辺の詳細の説明については控えたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 詳細については広く周知をするようなことはないということでの答弁だったかと思いますが、いずれにしても、この10月の28日に停止に至った経緯ですね。

その辺については、多くの村民の方々は知りません。

なおかつ、9月の27日ですか、この止める1日前には、寄附金額の改定ということもサイト上では行われていたというような状況でございます。

そういった中で、翌日には停止の判断に至ってしまっている次第でございます。

27日に、具体的には1万2,000円のものが1万3,000円ということでサイト上に載っていて、なおかつ、その1万3,000円のものについても寄附を、ちょっと数字は失念してしまいましたけれども、数百件だったかと思いますが、いただいているような状況だったというふうにお伺いをしています。

そういった状況の中で、9月の28日に停止をしてしまっていること。

このことが、その事業者とのその後の価格改定等の交渉について、3ヶ月もの間、長期間にわたってしまったというような原因になっているかというふうに考えますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） それでは、私の方から答弁させていただきます。

この関係の話は、3月定例会の予算審議のところで、私の方からこの公開の場でしっかり説明させていただいたはずで。

なぜ止めたのか。

最終決裁者は私ですので、そのあたりのことは説明させていただいたはずで、議会での議論は、これはすべての人につまびらかにされている議論ですので、なぜまた同じことをこの場で繰り返して、また同じこと説明すれということの福原議員のお話でしょうか。

であれば、これはちょっと反問権につながるのですが、よろしいでしょうか。

引き続き反問させていただいても。

これは聞かなければいけないことですので、もしよろしければ。

○議長（中井康雄君） どうぞ。

○村長（森田匡彦君） 許可いただきましたので、反問させていただきます。

この場で、3月定例会で住民の方々も知り得る、インターネットでも公開されておしま

すし、議事録も公開されている中で、もう一度同じ質問をする意義は何であるのか。

また、その9月28日に一旦止めたことが、全体のふるさと納税の5億円余りの寄附額の減額につながったと考えるその理由は何なのでしょう。

いろいろ複雑な要因が絡んでこのような結果になっているということなのですから、9月28日に止めたことが、それはもう一度説明しております。

それが12月27日までですか、停止していたことと、間接的には関係あるのですけれども、直接的な関係はないのですが、そのあたり、なぜそれが一体となって責任があるというふうにお考えなのか。

福原議員のちょっとお考えをもう少し詳しく聞きたいなというふうに思いました。

○議長（中井康雄君） 質疑の途中ですが、休憩したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時57分

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

先ほどの森田村長の反問権ですけれども、ちょっと私も理解出来なかった部分もあるので、すみません、もう一度お願いできますか。

反問の内容です。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） それでは、先ほどの反問の内容について、もう一度お話をさせていただきます。

まず、先ほどのご質問いただいた件については、3月定例会で予算審議の中で、私の方からご説明申し上げたはずですが。

それをもう一度この決算審査の中で、同じ内容を説明することになるかと思うのですが、その意義は何であるのかなというところがまず1点です。

それともう一つ、福原議員から先ほどの質問の中で、9月28日から停止した。それが5億円余りのふるさと納税の寄附額の減額につながった大きな原因であるかのようにお話されていたと思うのですが、そう考える根拠というのは何でしょうか。

これについて、我々としては様々な複合的な要因が重なり合っているというような説明を申し上げているところで、そうではなくて、その9月28日のことが一番大きいというようなニュアンスに私は聞こえたのですが、ちょっとそれは、そもそも私の勘違いであるということであれば、そういうことでもいいですし、もし、その9月28日に一旦停止したことが最も大きな要因であるというふうにお考えであれば、その根拠というのをご説明いただきたいなというふうに、その上で答弁、できることがあれば答弁したいなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 反問ということで質問を受けましたので、答弁させていただきたいと思いますが、3月定例会の中身と同じことを聞かれているということで言われたのですが、私はあくまでもこの決算に関して、5億5,000万円、前年度より寄附金額が減っていることに対して質問をしているわけで、3月は予算審議でございますので、それと同じではございませんし、正直なところ、3月定例会、村長にも一定程度答弁いただいたのですが、その中身について十分納得をしたという形では、残念ながらご

ございませんで、改めてもう一度聞きたいというようなところもございました。

また、先ほどから説明をしたとおり、新聞報道等、あるいは、ことあるごとに、このふるさと納税の減額については、電算ミスとその経費率の改定が原因であるということが、広く村民の中でも知られてしまっている。

言ってみれば誤った原因で減ってしまっているということが少し問題だなというふうに思っているところでございます。

それは、先ほど議事録にも公開されているし、あるいは、ユーチューブ配信などもあるので、見れるような形にはなっているということで申されましたけれども、残念ながら、ユーチューブの再生回数などを見ても、400回から500回程度、程度と言ったらあれですね、ぐらいですし、議事録を閲覧される方がどれほどいるのかということ言えば、それほど多くの方々が周知をされているとは思えません。

なおかつ、新聞報道等でもこういうふうに載っているの、その辺については、改めてどうなっているのだということで、今回、この定例会の場で質問をさせてもらうことによって、改めて、つまびらかになるのではないかなというような考えを持っている次第でございます。質問の中身として、3月定例会と同じような形になってしまったということについてはお詫び申し上げたいと思います。

また、もう一つの質問でございますけれども、これも何度か質問の中で話をさせていただいていると思うのですが、私としては、この9月28日にサイト掲載を止めてしまったことが要因の一つではなくて、ほとんど大部分だというふうに考えています。

最初の時に言いましたけれども、電算ミスに関しても、このサイトが継続して載っていれば、大きな問題にはならなかった。電算の記載漏れですね。

これについては、単なる発送の遅れで済んでいた可能性もありますし、あるいは、経費率の改定が3ヶ月もの間延びてしまったことの要因も、この9月28日にサイトが止まってしまったことが、この12月までこの同意が延びてしまった要因だというふうに考えますので、この根拠として妥当かどうかはわかりませんが、私としては、この9月28日にサイト掲載が停止したことが、前年度と比べて5億5,000万円、ふるさと納税額が減ってしまった大きな要因であると考えている根拠でございます。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 今の実根拠ですね、ちょっと私正直わかりかねる部分があったのですが、3月定例会の予算審議の中でお話したとおり、9月28日に停止した理由については、あくまでも、これはもう一度ちょっとお話しするの時間かかりますので、これについては一応答弁してしますのであれですが、あくまでも10月からの経費率向上、総務省の制度改正に合わせて、改めて掲載すべきだというような話で止めたということであって、そこに何ら、どのような、逆に言えば、その判断にどのような責任というか、その失敗があったのかというのは、もしよろしければ、ご指摘いただいた上で、また質問していただきたいというふうに思います。

それと、それで今回の質問について、ふるさと納税のことについてご質問いただくのは、私全然それについては全く問題視しておりません。

ただ、先ほどの9月28日のサイト掲載を止めたことのご質問をされたので、それについては3月の定例会でご説明申し上げているものですから、それについても一度同じようにお答えしなければいけないのかという主旨でご質問したので。

ふるさと納税のこの5億円減ったことについてご質問いただくのは全然それは差し支えないことだというふうに思います。

ただ、すでにもう答弁していることについては、その答弁に基づいて次に質問するということでなければ、同じこと堂々巡りの議論になりますし、なかなか生産的な議論になりませんので、それについては、あくまでもこれまでの議論を下敷きにした上で、次の課題なりご指摘なりをしていただけると、また我々も、また違った答弁も出てくるのかなというふうに思います。

それと、先ほど、ユーチューブ、議事録についてはあまり見られていないというお話がありましたけれども、これについては、住民に責任があるわけではないのではないかなというふうに思います。

これは我々もそうではありますけれども、見ていただくように、400人ぐらい見ていただければかなり見ていただいているのではないかなというふうには、私としては、一地方議会の審議、ユーチューブ中継が400近く見られているというのはかなり見られているというふうに思いますし、それを土台にして住民に知らせるということは、ある意味では議員さんの重要な住民代表としての責務かなというふうに考えますので、そういったことも含めてお話させていただきます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） すいません、何点かちょっと抜けてしまうかもしれませんが、改めてお伺いをしたいと思います。

10月からの価格改定、これに関しては、当然経費率等々変わるので、10月以降、この価格改定が行われるということは、これは当然皆さんわかっていたことだと思いますし、私もそのように思っています。

しかしながら、止まったの9月の28日で、言ってみれば3日間ほどの差なのです。

止めてしまうか、そのまま継続するか。

3日間続ければ、10月以降の改定については大きな問題にはならなかったはずなのに、9月の時点で止まってしまったことが大きな問題であるし、このサイト掲載、再掲載が延びてしまった原因だというふうに考えておるので、今一度聞いているところでございます。

また、もちろんユーチューブ等、300、400ぐらいの再生回数がございます。

これが多いか少ないかと言われれば、私自身も結構な数見ているのだなというふうに考えてはおりますが、とはいえ、まだ300、400ということで、もっともっと多くの方々に見てもらいたいという気持ちは、もちろん私も思っているところでございますし、また、こういった媒体を使って、このような議論が行われているということを広く村民に知ってもらいたいという気持ちで、先ほど、改めて周知する必要があるのかということで、質問をさせていただいたところでございます。

今一度お伺いしますが、この9月28日に止めてしまった判断、これが誤りでなかったのかどうか。

その辺のお考えについて、お伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 9月28日に止めたことの判断については、その理由については、3月の予算審議のところで説明しております。

なので、その答弁の内容でどこに課題を感じているとお思いになるか、もう一度、ちょっと反問権わざわざ使いませんが、それは一応説明しております。

もう一度繰り返しは申し上げますけれども、寄附者の方々にも混乱を招くし、あらぬトラブルを招く可能性があるので止めたということで、ざっくり言いますとそういう説明をさせていただきましたので、それがどんな問題があるのか、逆に指摘いただきたいな

というふうに思いますし、そもそもこれは掲載が12月下旬まで止まっていたのは、これはすべてつまびらかにすることを本当に福原議員は望んでご質問されているのか。

これは様々な論議があって、つまびらかにすべきではないようなことも、それは別に隠すという意味ではなくて、いろいろな影響があるので、それについてはこの議場という場では説明すべきではないのではないかなという考えをもって、ある程度、行政としては行動しているところがあります。

それはやはり住民を守る、それは当然業者さんを守るというような意味合いもございますので、そういったことも踏まえた上でさらに、その内容をもっとこの公開の場でつまびらかにしてほしいということであれば、それは非常に躊躇というか、我々としては望みませんけれども、そういった主旨でのご質問でしたでしょうか。

○議長（中井康雄君） 討論ではございませんので、あくまでも質疑ですので、今の村長の質問には答えなくて結構です。

ということで、次、質問ございますか、福原議員。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 議長の方から質問ではないということではございましたけれども、一定程度お答えさせてもらいたいというふうに思います。

私自身も、村長などからも様々説明受けておりますので、それまでの経緯のやり取り。

それをすべてこの場でつまびらかにしようなんていうふうには、私も思っていない。

ですので、端的にお伺いをしているのは、この時の判断が5億5,000万円のマイナスにつながってしまった責任、結果としての責任ですね。

これを感じていただけるのかどうかということ、端的にお答えをいただきたいというつもりで、この質問をしているところでございます。

改めて、その点について、村長にお伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 感じておりません。

というのは、3月定例会の予算審議でご説明申し上げたとおりです。

それと、12月下旬までサイトが閉じていたというのは、これは間接的に影響はあったかもしれませんが、直接的な因果関係はございません。

それは止めた主旨をご説明申し上げているからです。

混乱をさせない、そして、あらぬトラブルを起こさない。

その2点をもってしてした決断でありますので、それがサイトがずっと閉じる、閉じないというところは全く、どう逆に言えば関連があるのか。

私にはちょっとわかりかねる部分がありますので、そういった面では、間接的には、心情的な面で何かあったかもしれませんが、それは私があずかり知らぬところありますので、そういった面で、9月28日に停止したことについて、5億円の減額につながったかということについては、私のその時の判断、3月定例会でご説明申し上げたとおりの考えでありますので、まったくその関連性については感じておりません。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

午後2時30分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時27分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、再質問ございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 休憩前に村長にご答弁をいただきました。

この寄附金額の減少について、この5億5,000万円減ったことに関しても、直接責任はないということで、その責任についても感じることはないということでの答弁だったかと思います。

先ほどから申し上げているように、このサイト掲載の停止が直接この5億5,000万円の減少につながっていると私どもは考えておりますし、また多くの村民についても同じような気持ちなのかなというふうにも思っております。

ですので、先ほどの答弁については、大変残念ではございますけれども、そのような考え方だったということで理解をいたしましたので、私の質問としては終わらせていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 先ほどからこのお話ずっと聞いていましたが、村長の最後の言葉に、この5億5,000万円減った原因は一つも責任はないというお話でしたけども、私これについては大変納得できませんでして、5億5,000万円ですよ、これ。

直接的な問題、間接的な問題、いろいろあるかもしれませんが、5億5,000万円ですからね。

まったく責任を感じていないのか。それとも、少しはやっぱり、ここは失敗したなとかというようなことも全くないのか。

それをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 先ほどの答弁を戸水議員も福原議員も、随分曲解して聞いていらっしゃるというのが非常に私としては残念に感じました。

私が先ほど答弁したのは、9月28日にサイト掲載を止めたこと。それが5億何がしのふるさと納税の減額につながったことの関連性については感じてなくて、それについては、その決断については責任は感じていないというようなお話をさせていただきました。

もう一度ぜひ、議会中継ご覧いただきたいなというふうに思います。

先ほどの福原議員の質問は、9月28日のサイト停止、それが5億円のふるさと納税の減額の大きな要因だ、先ほどもそのような説明されておりましたので、それは違うというようなお話を先ほどもしていましたし、なので責任を感じていないというようなお話でした。

というふうにしか私は答弁していないのですけれども。

つまり、5億何がしか減ったことについて、それについては非常に残念には思っております。

何とか回避できなかったのかなというのは感じておりますが、9月28日のそのサイト掲載を停止したではなくて、値上げについて、それはこの時点では認められないというような、もう一度詳しく言うと、そういう決裁なわけです。

サイト掲載を停止したというふうに、ちょっともう先ほどそういう議論になってしまい

ましたので、私もちょっと流しましたが、もう一度議論をしっかりと整理すると、村が決断したのは、10月から制度変わる直前に値上げすることは、それについてはできませんというようなお話をさせていただいたわけで、サイトに掲載できないというような決裁をしたわけではありません。

これも3月の定例会でお話していますので、これ以上説明しませんが、もう一度繰り返しますが、これは本当に曲解されると大変私としても困りますので、先ほどの説明は、9月28日に値上げをすることについて認めなかったことが、5億円のふるさと納税の減額に大きな要因になっているとは考えておりませんというようなお話をさせていただいて、その決断について責任は感じていないというようなご説明を申し上げた次第です。

ただ、前年度よりも5億円の寄附額が落ちたことは、残念には感じております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 村長の言うことは十分わかるのですが、何と云うのですかね、もうちょっと素直になっていただきたいというのか、簡単に言いますとね、やっぱりこの3ヶ月間、再起しようと努力はされていたと思うのですが、これによって、結果として5億5,000万円減ってしまったということですから、その止めたということに関しては、村長今お話されましたけども、やっぱり全体をとおして、やっぱりこれはちょっとまずかったかなっていうことを聞いたかったのです、実は。

なのです。

やっぱり、みんな職員もそうですし、村民の皆さんもそうですけど、私が一番思うのは、もうちょっと素直になってほしいなっていうのはちょっとあります。

村長ちょっとまた違うのではないかって怒られるかもしれませんが、私はそういうふうに思ったので、今、お伝えします。

今後とも、そういうふうな村長になっていただきたいなと、私は思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてよろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 私は、ふるさと納税費の中で、役務費があるわけですが、これについてお尋ねをしたいと思います。

と申しますのは、今回、福原議員、戸水議員からいろいろとご質問がありました。

それに若干関連いたしますけれども、ふるさと納税をあきらめた納税者の方がかなりいらっしゃると思うのですが、それらへの対応の期間、そして職員がどれだけ携わったのか。

それに係る経費については、今回、ふるさと納税費の役務費の中に含まれているのか。

それとも、一般の総務経費の中で取扱われたのか。

その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） ふるさと納税の発注ミスによりまして、キャンセルまたはほかの返礼品への変更していただいた方へのお詫びの品につきましては、令和5年度の予算で、需用費ですとか、返礼品の報償費ですね。

そういったものを、令和6年度に繰り越して、予算を繰り越して対応させていただいております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） ただいまのご回答について、私、総務省の通達の中で、そういうことが、今おっしゃられたように、令和6年度に繰り越してという形で対応することが、は

たして本当に妥当なのかどうか。

その通達の基準に則った形で会計処理をなされていたのかどうか。

そこを改めてお答え願いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） お詫びの品につきましては、総務省の方にも、こういった事例、キャンセルした方、または代替品を選択した方にお詫びの品を送るということについては、制度上問題ないかというのは確認をしております、その確認が4月1日に回答が来ておまして、返礼品の3割以内の基準であれば問題ないということだったので、地場産品ということで、地場産品を選択しまして、送付する決断に至っております。

繰越につきましては、年度内に発送が終わらないといった場合、翌年度に、令和5年度に繰り越して予算を使うということは、それは認められております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） わかりました。

私どもの認識としては、やっぱり年度ごとで事業計画が組まれ、そして8億円であれば8億円の目標に向けて、様々な鋭意努力をされて、それについて、進捗状況がどうだったのかということで、例月検査等で監査の方でも監査されていると思うのですね。

その中でいろいろなやり取りがされながらやっていっていると思います。

そういうふうに理解はいたしますけれども、やはり、単年度にかかった経費については、やはりふるさと納税については、直接的な村民のお金ではないと。

ある意味そういう形になるのですけれどもね。

寄附者への、やはり中札内村への信頼度等を勘案した時に、やはり影響はかなり大きいと思います。

私としては、やはりその時にかかった経費については、その時の中で経理していくというのが、やはり一番いいベストなやり方だと思うのですね。

ただし、制度として繰越制度を、様々な形で行政は取り扱っていらっしゃるから、過去の流れに従って処理をしていったと、処理をしたというような認識で捉えていますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 今、船田議員の方から、会計年度の適切な区分ですね。

そういうご指摘かと思います。

これまでも返礼品の送付や何かで、どうしても年度をまたいでしまうだとか、今回ですと、お詫びの品の調達で、ちょっと年度内にすべて取りそろえることができない部分もございましたので、発送も間に合わないという事情ありましたので、特例的に繰越という手段を取って、会計年度独立の原則はございますけれども、そういう手法もございますので、その手続きに則ってやらせていただいたというのが今回の手法になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 今、総務課長からご答弁をいただきましたので、私としては理解をある程度させていただきます。

ただ、やはり計画を立てた段階で、これを執行すると。

先ほど関連する質問の中で、計画達成できなかったというようなお話がありました。

そこに向けて、やはり想定できる、去年から始めた、5年度で始めたわけではないわけですから、それぞれ危機管理、つまり、例えば、良いことも悪いことも、ある程度想定した

上で内部検証を進めた上で、ふるさと納税の事務処理含めて対応されて、失敗に学んで物ごとをおやりになってきたのだと、私は理解しているのですけれども。

今回このような残念な結果になったということは、その機能が果たせていなかったのではないのかなと。

私そこで、大変失礼な言い方になりますけれども、事務処理ミスですよ。

そういう返礼品に係るミスということでありますけれども、その中で、やはりミスとなれば、一般認識、私の社会通念上の認識としては、ミスの中でも大きいミス、小さいミス、中ぐらゐのミス、つまり、それぞれの皆さまの心の中に許容範囲というのがあるわけですね。

この許容範囲に照らし合わせた時、もしくは役場の法律あるいは規範の中で照らし合わせた時に、このミスの判定というのは、どのように内部処理をされているのか。

その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今回のこの事務的な処理のミスに関しましては、当然、担当も含めて、担当する所管課の課長も含めて、口頭での嚴重注意ということを行っております。

ミスはミスです。

ただ、それが、例えば懲戒処分に該当するだとか、そういったところまでは至らないという判断に至っていますので、処分委員会までは開いているものではございません。

○議長（中井康雄君） 1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） これ、大変、また失礼な言い方になるかと思うのですけれども、誰でもミスはありますし失敗もごさいます。

失敗を禍が福となるような形で、経験を前向きに捉えて、やはり、その都度、役場の行政職の皆さんはいろいろと過去の積み重ねの中でも同じようなことをやられてきていると私は理解しています。

だとしたら、やはり、副村長以下、優秀な明晰な方ばかりでありますので、その辺、もうちょっといい対応はできたのではないのかなと、私は今回つくづく思いました。

そんな意味で、次年度、もうかなり半分は、6 年度も進行していますけれども、今後、このようなミスが起きた時、どのように対応されるのか。

誰にも責任はないという形でいくのか。

それとも、これは複合的な要素が重なって、やはりこれは連帯責任ですよというような判断をされていくのか。

その辺についてどのようにお考えなのか、私はやはりお聞かせいただくということになるかと思ひます。

○議長（中井康雄君） 船田議員、ちょっとそこら辺については決算の時の質問ではないような気が、僕はしているのですけれども、お答え欲しいですか。

副村長、よろしいですか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 当然、そういうミスが起きた時、その影響の度合いだとか、例えばそれが申請があるものなのか。

その時のチェックの体制はどうだったのか。

きちんとそれは複合的に勘案した上で、この場合は処分というのは量定だったかな、その処分の度合いに応じて、それはこれまでの類似した対応も含めて、検証した上で、今回については口頭での嚴重注意という形を取ったと。

だから、その時の状況でポンと決めてしまうようなものではないというふうに思ひてい

ますので、きちんと内容を精査した上で、今回のケースについては、口頭での厳重注意という形を取ったものでございます。

○議長（中井康雄君） 1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） それで、私からお願いがございします。

今回の件も含めまして、これからもそうでありまされども、新聞報道が先行するような行政運営はいかななものかなと、私は村民に對しまして非常に残念な結果だったかなと、対応だったかなと思ひます。

やはり、事前にそれなりの内部、あるいは内部審査もあるでしょうし、我々議會議員もおりますので、やはりそこら辺を十分お考えになつて、これからも対応をしていただきたいなということございします。

やはり、事案が発生してから数ヶ月も経つてから、私たちにお話があるのと、あるいは、寝耳に水で報道がされるのと、これはやはりショックの度合いが違ひますので、今後、そういうことがないよう十分配慮していただきたいと思ひます。

節にお願いをいたします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございしますか。

3 番大和田議員。

○3 番（大和田彰子君） 今回、そのような様々な外的な要因によつて、簡単に寄附額に影響を受けてしまうのだなということが、改めて私も感じております。

それで、今まで寄附額を原資としてあてにしていたお金で村の事業を継続してきたわけございしますけれども、今後どうしたらいいのか。

今後、やはりその対策ですか、それはどのように考えているのかなつて、そこも考えます。

安定したやっぱり寄附額を継続されるための取組みというのが本当にこれからは大事ではないかなつて考えます。

その一つとしては、返礼品を提供している事業者ですか、との協力はもう本当に不可欠だな、協力イコール連携も含めて、親切丁寧な関わりというか、事業者とのそういう関係性、そこはもう本当に大事かなつて思ひます。

安定した寄附額をずっと維持するためには。

そこら辺の今後の対策はどのように考えているのか。

事業を継続していくにあつて、その部分をお聞かせください。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） ふるさと納税、おっしゃるとおり、寄附額、その年度によつては変動というものはございします。

あくまで寄附ですので、安定的に毎年必ず一定額が確保されるというものではございしません。

そこでやっぱり、ふるさと納税、今回ミスもありましたし、今後、また安定的に継続していきたいというふうに考えていますので、令和6年度にはなりますけれども、中間業者といいまして、ふるさと納税の業務を一部業務委託をしまして、これまで返礼品の提供がされていなかったような村内事業者さんにもお声掛けを、その中間業者と一緒にお声掛けをしまして、新たな返礼品の開発ですとか、新たな事業者の方にこの制度に参加していただくというような取組みをすることで、少しでも裾野といいいますか、寄附の返礼品の裾野を広げていければというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 3 番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 中間業者というのを考えて、安定的な取組みをとということでしょうか。

そのほかに、リピーター、今まで買ってくれた方のリピーターの確保というか、村長はお礼状を書くなどしていろいろ取組んでいるようですけれども、そういったリピーターの方というのは結構、リピーター率というのでしょうか、その成果というのは出ているのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） リピーター率でございますけれども、令和5年度の実績でございますが、サイトいくつかありますけれども、その全サイトで見た時に、約22%の方が複数回寄附いただいているという状況でございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

私が言いたいのは、このように、ちょっとした原因とかミスとか、そういうことによって寄附額が影響して、それが村の事業の継続にも影響を受けてしまうということですので、安定した取組み、寄附額、ここまで、13億円までいかないにしても、ずっと安定した寄附額を維持するための取組みを、これからもぜひ継続して、寄附額が継続されるような取組みを心掛けて、事業者との関係性も良くし、丁寧に関わっていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは質問させていただきます。

先ほど、福原議員からかなりいろいろなことを聞いていただいて、我々もそれに対して、言ってもらえることは言ってもらっているのだなという、そういうことを感じました。

やはりこのふるさと納税というのは、十数億円までであるということは、やっぱり中札内に対して応援という意味もあるのかもしれないけども、ふるさと納税の返礼品の選考に対してかなり良い物があったのではないかと、そういうふうに、だからあったのだと。

せっかくここまできたのに、なんでこんなことになったのか。

マイナス四十何パーセント、これ何があってもこんな数字というのは出てこないはずなのですよ、本来からいくと。

こういうことを考えていただかなくてはいけないと思うのですよ。

福原議員からいろいろ言われました。

やっぱり9月の27日、8日あたりが大きなネックになると思うのですけども、まずその前に、やはり広報だとか十勝の新聞社だとか、大きなミスは職員の発注ミスとはっきり書いていますよね。

これ、こんなこと平気で書けるのですか。

本当に発注ミスが全部、さっき違うという話も出たのですけども、村民はそういうふうに理解しているわけですよ。

このことは、福原議員が一生懸命その辺を言っていたのですけども、村民はあと一つは、制度改正によるミス、それによって減になったと。

村民はそれしか知らないのですよ。

その減になった、5億なんぼの減になった原因は。

それだから、皆さんはそれを聞きたくて今一生懸命話しているわけですよ。

これどうなのですかね。

村長は400も見ているから十分というけども、年寄なんか見ていないですよ。

それが理解力だと思ったらとんでもない間違いであって、やはり村民にはどういうふう
に思うのか。

それもしっかり反省していただかないと、この次に続かないと思うのですよ。

あくまでも9月の27日、28日、ここに、前に言った人と同じです。そこに大きな原因
があると思います。

なんで3ヶ月間の間何もしなかったのですか。

27日に1,000円上げて1万3,000円にして、28日に止めました。

それを村長の答弁の中では、法改正によりって言いましたけども、では法改正は10月
から始まっているわけですよ。

なんでそれで継続しないのですか。

これを言うと相手側に迷惑かける。

これが説明になるのですかね。

村民にやはり正しく知らせるためには、我々も責任あると思うので。

いかなものですかね。

その28日のこと。

また、同じ繰り返しになりますけども、皆さんは、知っている人はみんなそこに原因が
あると思っているのですよ。

ここで聞きたいです。

28日に止めて3ヶ月間どういう交渉をしながら、どういう話をしたのか説明願いたい
と思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） サイトの方を中断して3ヶ月間ということで、村として何も
していなかったということではないですけども、いろいろその辺の障害になることを解消
しないとなかなか前に進まないということもございました。

事業者さんともいろいろ相談をさせていただきながら歩み寄って、再開に向けて最大限
努力はしていましたけども、時間を要してしまったという部分ございますので、村として
何もしていなかったということではなくて、いろいろ対応も含めて相談も、弁護士さん
ともさせていただいていますし、事業者さんもこれからうまくスタート、また再開できる
ということをどうにかこぎつけたいということで協議進めていましたので、何もしていな
かったということではないですけども、一定の理解はいただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） その答弁はさっきから聞いているのですよ。

聞きたいのは、3ヶ月間どんな話をしていたのですかっていうことなのですよ。

それ言うと相手に迷惑かける。

これで全部終わってしまっているのですよ、今までは。

3ヶ月間あれば、それなりのことできるはずだし、5億円も減ったというのは間違いな
くそこに原因があったはずなのですよ。

けども、それを3ヶ月間黙っていて、相手と話しながら、そういうこと、1ヶ月経った
らその減というのすぐ見えるはずなのですよ。

それをどうして急ごうとしないのか。

もうちょっと話をしないのか。

これを話すとも相手に迷惑かける。

これだけで全部終わっているのですよ。

その辺を知らせていただけませんか。

その3ヶ月間の話し合いをしたという内容。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 大変申し訳ないのですが、先ほど村長の答弁したとおりでございます。

ということは、詳細ここに語ることはよしとしないという考え方ありますからという答弁差し上げましたので、それと同じ考え方でございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 先ほどからそうですけど、それ以上ものは進まないから、村民にもそういうようなことでいうことをやっぱり我々も伝えていかななくてはいけないし、やはりこの5億円というのは、過去にどの方かがおっしゃいましたよね。

寄附だから、あるかないかわからないなんていう言い方していた人います。

けど、それはその通りかもしれないけども、あれだけ豚肉スライスが喜ばれているのに、それを止めるというのは、一般的に業者としては考えられないことですね。

これ行政だからできたのですよ。

一般的に、民間の会社とかなにかそんなこと、一番儲けになるものを止めるなんていうことはどこにもあるわけないのですよ。

いろいろ言いたいのですけど、福原議員、戸水議員もいろいろ言いましたけども、まずは、やはり、先ほども隣の船田議員も言いましたけど、責任問題というのはどこにあるかということまでいうと、またいろいろ揉めますけども、間違ってもらっては困るのは、職員の発注ミスという部分だけは、どこかで取り消してくださいよ、これ。

職員の発注ミスでないのですよ、これ。

職員よく黙っているなと思っているのですよ。

職員の発注ミスは千数百万円ですよ。それしかないのですよ。

今自分が一番言いたいのは、村民がこの発注ミスをどういうふうに思っているかということ村民に伝えたいのですよ。

そういうことを、福原議員も言いましたけども、同じことを言うのですよ。

言わなくてはいけないのですよ、我々は。

そういうことを言いたくて、まだまだ言いたかったのですけど、福原議員とかいろいろな方全部言っていただいたのですけど、責任というのは職員にないのです。

職員ではないのですよ。

28日、自分も同じこと言います。

27日、28日に止めた。これが大きな原因です。

そこになおかつ、それでは良しと言わなく、何で3ヶ月間、すぐ10月に再開をしなかったか。

これはミスでないのですかね。

またこれを聞くと、また繰り返しますからあれですけども、いずれにしても、責任というのは変に転換しないでください。

これは先ほども言いましたけど、福原議員も言いましたけども、これはどこかで発注ミスでない、職員の責任ではない、職員のものは千何百万円で、村で解決しましたと。

これを何かの形の中で、村民にきちんと伝えるようにやってください。

これは公開の場で言っているのだから、やってもらわなくては困るのですよ。

それから、それをミスというのは誰がしたという話まで我々の耳に聞こえてきます。

その職員が全部責任を取るのですか。

そうではないと思うのですよ。

発注ミス、これはこの5億円の中においての問題とは違います。

いろいろ言いたいのですけども、責任問題もいろいろ言いたいのですけども、責任がないというのではないでいいのです。

先ほど大和田議員が言いましたように、ある町村で、ふるさと納税の村民との考え方を、考えるそういう場を設けているという話も聞きました。

中札内にも隠れた良い物があるかもしれません。

そういう面においては、いろんな村民とも話したり、懇談会に行ったり区長会議でもいろいろありますけども、今後このままで13億円もあったものが半分以上に減って、これで仕方がないわということではなくて、やっぱり村の責任の中において、もう1回元に戻すぐらいのいろんなことをやることに頑張ってくださいということをお願いをしたいのです。

これは約束してくださいよ。

職員だけではなくて、いろんな会に行っているものがあると思うのですよ。

そういうものの、頭もう切り替えるしかないのですけど、責任もどこにもないみたいだから。

でも、今後やっぱり13億円、これとんでもない金なのですよ。

それをやっぱり、中札内の良い物を全国に発信していただいて、中札内を応援していただける、リピーターを一生懸命つくってもらう。

これは村だけでできません。

村民とも一緒に新しいふるさと納税、それから、豚肉に関しては、近隣町村でいろいろ品目を変えてやっております。

そこはもう5億円も6億円も上がっているという話も聞きました。

まだ中札内も豚肉をいろいろ、4キロスライスでなくて、違う形の中でやれることもあるのではないかと。

そういうことも含めて、村でこれを、悪い言い方をすれば挽回してくださいよ。

そういう努力をお願いしたいと思います。

そういうことで頑張ってくださいだと思います。

よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 大体皆さん、ふるさと納税の方言われたので、私もふるさと納税に関しましては、昨年度、寄附額、また、件数等が減ったということは非常に残念に思っております。

先ほど村長の答弁でもやっぱり、5億円減ったというのはやはり残念に思っているというような答弁もされておりました。

今までこのふるさと納税、順調にと言いましょうか、7億円、11億円、13億円というように伸びてきておりました。

これ先ほど下浦課長補佐も言っていましたように、あくまでもやはり寄附なので、本当にいくら集まるかというのはこれは最後閉めてみなければわからないわけですけども。

ちょっと残念な点はございますけれども、やっぱりもう、このふるさと納税がここまで伸びてきたというのは、森田村政になってからだと思うのです。

以前はあまりふるさと納税に関しては、私も1回質問したことあるのですけども、返礼

品争いはしたくないですとか、このふるさと納税の制度がいつまで続くかわからないというようなことで、あまり力を入れておられませんでした。

しかし、森田村政になってから、かなりいろいろ手を尽くされて、返礼品の数を増やしたりですとか、サイト数を増やしたりですとか、かなりリピーターも掴んで、年々伸びてきたというような経過があったのではないかなというふうに思います。

そこでちょっと自分が気になるのは、今年度のふるさと納税ですね。

ちょっとお聞きしたところによると、前年の4月から7月までの数字と比較すると、かなり減っておられるというようなことをお聞きいたしました。

やっぱりまだこれから12月に向けてどうなるかわかりませんが、少しやっぱり、何か少し変えていかないと、なかなか難しいものもあるのではないかなと。

先ほど北嶋議員もおっしゃっていたように、豚肉にしても、今4キログラムですか、寄附金額も1万5,000円ぐらいになっていたのかな。

ちょっとホームページ見ると。

やっぱり今、なかなかいろんなものが物価高で、寄附していただける方々もやっぱり、日用品ですとか、ちょっとあまり金額の張らないようなものを求めているものもあるのかなというふうに思いますので。

その辺、そういった、隣村さんあたりのあれを見ると、やっぱりもうちょっと低い金額での品物も用意されているのですよね。

ですから、そういったことは、村と事業者の方で話し合って、その辺変えていくことができないものなのかどうか。

その辺どうなのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 確かに近隣自治体ですね、全国的に見てもそうですけれども、中札内村の返礼品と比較した時に、やっぱりお徳感があったりとか、そういったものに寄附がそちらに流れるということもありますので、今、先ほども説明したとおり、今年度にはなりますけれども、ふるさと納税の業務を、発注や発送を含めた業務を専門の業者の方に委託をしまして、そういったノウハウを持っている業者ですので、その中間に業者に入っていて、村内の事業者さんに説明会も先日行ったところです。

その中で、また事業者さんと協議しながら、より魅力的な返礼品、こちらの方に、開発の方に取組んでいきたいと、そして寄附額をまた回復させていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今、打合せ中みたいなことで。

わかりました。

そういうことであれば、また12月、今後に向けて、やはり何とか回復していくような方策を考えていただければなというふうに思います。

それではちょっと、違う方の質問をちょっとさせていただきたいと思います。

まず、71ページの庁舎管理費のところでお聞きをいたします。

先ほど、課長から説明もあったのですが、庁舎管理費の中の光熱水費ですね、今年度は70万円ほど減少したということで、基本料金の値下げやら燃料調整費等も若干下がったのか、そういったこともあって、前年から比べると減少したという説明がなされました。

私、それ以外にも温度設定など、上げたり下げたりしてこまめに管理もされたのかなと

いうふうに思っていたのですけれども、そういった電気料金の単価の減少ということで下がったよという説明を受けましたのでわかりました。

昨年も出たかもしれませんが、以前は新電力に切り替えていたと思うのですが、それは今現在は、すべてまた北電さんの方に、各公共施設戻されたのかどうなのか。

その点について、1点目お聞きいたします。

それともう1点は、85ページの企画一般経費の18節の補助金のところで、地方バス路線維持対策補助金ですね。

これが、令和5年度におきましては1,118万4,000円ということで、かなり上がりました。

先ほどこれも説明あって、コロナの関係で臨時交付金が令和4年かな、その前の年はあったということで、500万円台だったという、かなり少なかったのですけれども、令和5年においてはその交付金はなくなったので、一気に1,100万円ぐらいまで上がってしまったということなののですけれども、多分、コロナ前あたりも約800万円近くぐらいまで来ていたのかなというふうには思うのですけれども、なぜ令和5年、それよりもかなり大幅に上がったのか。

その上がった要因について、ちょっと説明をいただけないかなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） 電力供給会社の関係でお答えさせていただきたいと思います。

令和5年度から、すべての公共施設の高圧受電部分に関しましては、今まで新電力だったのを、北電にすべて戻してございます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 地方バス路線維持対策補助金の増額の要因でございますけれども、まず一つ目は、大きいところが、先ほど説明したとおり、令和4年度は新型コロナの特例がありまして、地域間幹線系統確保維持国庫補助金という補助金の特例がございまして、国や道から、十勝バスに入る補助金が嵩上げされたと。

その分市町村の負担が小さくなっていたということで、令和3年度、4年度と2ヶ年、そのコロナ特例というのがございましたので、低く抑えられておりました。

令和5年度につきましては、その特例が外れましたので、市町村負担が元に戻ったということと、あとはやはり、昨今の運転手不足ですとか、燃料費の高騰ということで、経常経費が増えておりますので、その分で、経常経費の分が増えているということで、市町村の負担もそこに反映されてくるということでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 新電力の方はすべて北電に切り替えたということで理解をいたしました。

地方バス路線ですけれども、増えたのは、運転手ですとか、燃料代の高騰ということがあるということで、令和5年度は1,100万円ということでかなり増えたということでございますけれども、そのあと、乗車率などはどうだったのか。

その辺は関係ないのかどうなのかということをお聞きしたいのと、これでいきますと、今年度、令和6年も当初予算では840万円ほど見ていたのですけれども、まだこれからこの支払金額は決まってくるのかどうかわかりませんが、下手をすると令和6年あたりも1,000万円を超えるような金額になってくる可能性もあるのかなというふうに思うのですけれども、その辺まだ決まっていなくて何とも言えないかもしれませんが、

その辺、今後の先の見通しとしてはどうなのかをお聞きします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 地方バス路線の関係でございます。

令和6年度の見込みにつきましてもおっしゃるとおり、燃料費ですとか、運転手不足が続いておりますので、今後、正式な数字が十勝バスから示されまして、その後、当初予算で計上していた額よりは増えるという確率は、可能性は高いかなというふうに思っております。

乗車率につきましては、昨年度、十勝バスの広尾線の減便等も行っているのですけれども、想定していたよりは、その減便、それはもちろん経常経費を下げるために減便をしているのですけれども、減便したことによって、想定したよりも移送率と言いますけれども、思ったよりは乗車人数は減っていないというふうに、十勝バスからは聞いております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 私の方から2点ほどちょっと、聞きたいことがあります。

ページナンバー91ページの中段ぐらいのところに、ふるさとづくり事業補助金431万7,000円ありますけども、これは6件ほどの団体に、イベント等を行う時に補助しているというものだと思うのですが、私も村民盆踊りという実行委員会に所属させてもらって活動させてもらっているのですけども、大変皆さんご存知のとおり、好評でありまして、来年は10周年を迎えられるということで、もっとグレードアップしたいと思った時に、確かからまつ館に立派な山車があると思います。

第1回目に確か文創の駐車場でやった時に、それをショベルで引っ張って行ってやった覚えあるのですけども、場所を移して中央公園になった時には、どうも国道を通過できないと。たちが高くて電線に引っ掛かって移動できないという難点があります。

使いたいだけでも使えないという状況がずっと続いていましたので、ぜひ、来年度、それを改造というのですか、修繕というのですか、そういったものを村でやっていただいて、使いたいという団体さんがあればどんどん使っていただけるような山車に改造していただきたいと、そのように思うわけですが、検討していただけないのかというのが1点と、もう一つは、その同じ91ページの一つ上、日本で最も美しい村連合負担金65万8,000円ですか。

中札内は村長一生懸命言われておられる日本で最も美しい村であるということなのですが、一つ残念なことがありまして、最近、国道の歩道の草がものすごい目立って、ちょっと残念なところがあります。

これは管轄は村ではなくて、恐らく国や、あと、上札内に向かう歩道は道の管轄になるのでしょうか。

国や道に頼っていてもいつ来るかわかりませんですから、これを何とか村でできないものか。

次年度は予算付けでもして、きれいにすれば、いろんな中札内に来いただける方、見たら中札内きれいだなという評判も良くなりますし、せっかく日高山脈も国立公園になりましたから、観光客もどんどん増えると思います。

一番目に付くのはやっぱり道路の草が、真っ先に目に映るわけですから、ぜひ、村おこしで何とかこの雑草対策を自分らでできないものなのか。

村でなかなか予算付け難しい、ちょっと厳しいなということであれば、村民一体となつて、その村の歩道美化に努めるというのでしょうか、そういった意識付けをどんどん促し

てほしいなど。

例えば、来週はみんなで雑草抜取週間というのですか、そういったものを設けて、みんなでやりましょうと、少しずつ促していけば、数年後には、恐らく、みんな家の周りだとか、家付近の草なんかは自分たちで刈ってもらえるのではないかなと、そういうふうに私は思うわけなのですけども。

黙っていて一生懸命、美しい村ですよと言っている、やっぱりこれはみんな村民一体となってきれいにしていこうという意識付けは、今後必要なのかなと思います。

ですから、ごみ拾いも重要ですけども、ごみは捨てるなって言えば、浸透してくればどんどん減りますけども、草に草生えるなど言ったって必ず生えてきますからね。

草に関しては、今後、何とか、村そして村民一体となって、みんなで草をむしってきれいな村にしていくということの意識付けを、村としてどんどん促していただきたいなど、そのように思いますけども、どのようにお考えでしょうか、お聞きます。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 私の方からは、山車の関係の答弁させていただきます。

以前、宮部議員の方からも、山車については再利用できないかというご提案いただいております。

一度物は見に行っておりまして、サイズや何かも見てきております。

電線ですと大体高さ5メートルの高さにあるのですけど、今現在、山車5メートル40センチメートルぐらい高さあるものですから、今の状況では電線を避けて移動しなければならないという現状もございました。

また、盆踊りの方で利用したいのだということで、つい先日もお話いただいていたので、近日中にちょっと、山車自体も平成2年ぐらい、むらこんが確かあった時期に、宝くじの助成を受けて、つくったという経過ございまして、地元の建設会社さん、あるいは鉄工所さんのご協力もいただいて製作したというのも聞いていますので、その辺ちょっと工夫して、高さを低くできないかだとか、あとちょっと物が古いのですので、もう少し足回りだとか、その辺が使えるかどうかというのもまた確認させていただいて、再利用できないかどうかについても、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 戸水議員の質問にお答えしたいと思います。

除草の関係です。

まず、国道につきましては、年度初めに、開発建設部、国の機関になりますけども、幹部が来村されて、その際に、年度要望といいますか、そういった除草のことはお伝えして、お願いを行っているところであります。

道道、いわゆる北海道が管理する道路につきましては、昨年度まで、村の方で試行的ということで、村の委託事業の中で、年に1回除草をしていたところでございます。

それと、今年度に入っては、北海道の方で一度ですけども、草刈りをしていただくことになりました。

これはずっと要望をしてきて、私ども事務レベルでもそういった要望を行ってきた結果かなというところもありますけども、今年度1回やっていただきましたが、今年度に限っては、皆さんご存知のとおり、本当に天候もこういった状況です。

草が一度刈っても、さらにまた生えてくるというような状況もあります。

それとこれは私個人的に見てはいるのですけども、そういった道道とか国道を、自分の家の周りをきれいにしている住民の方もいらっしゃいます。

それと、道道なのですけども、そういう美しい眺望を求めて、草取りをしている村民の方もたまに散見されました。

そういった状況の中で、取り進めている状況であります。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方から、美しい村連合の取組みとして、一つ報告させていただきます。

美しい村連合ビューティフルデーというものを毎年、連合設立日の10月4日の前後の週を、それぞれ加盟村がビューティフルデーということで自治体をきれいにする取組みを行っているのですけれども、令和5年度につきましては、それまでごみ拾い、令和4年度以前はごみ拾いでしたけれども、令和5年度は草取りということで、道の駅なかさつないの国道のところを、参加者が草を、国道脇に生えている草を取ったというところがございまして、今年度につきましても、9月28日土曜日ですね、同じように、ビューティフルデーということで、中札内村は参加者で草を取りましょうという行事を予定しております。

鉄道記念公園ですとか道の駅の周辺、二手に分かれまして実施する予定になっております。

村民あげての取組みというところでは、そういった形も今取組んでおりますし、あとは職員会、職員の集まりですけれども、役場職員で草取りもやっておりますし、そういった形で道路脇の草というのは、美しい村というところもありますので、景観という意味もあって、そういった除草作業というのはやっております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 山車に関してはわかりました。

何とか今の原型を保った状態で、例えば、上の部分をセパレート型にして、移動してまた元に戻すとか、あと、車輪のところをちょっと改造して取り払ってかなにかして、移動できるような、そういったものにしていただきたいなと思います。

あと、草に関しては、今、答弁ありましたように、いろいろ行事も計画されておりますて、やっていただけるといことなのですけども、道の駅だとか、今言った市街地ですか。私一番気になるのはやっぱり、村に入っすぐ、出るところすぐというのは、は、今も興農区にあそこら辺すごいんですね。

この間、職員の方で途中まで取られたということなのですけども、私、8月からずっと見ているのですけど、お盆にはもうかなり股下ぐらいまで伸びて、今もう種付いて枯れかけていますけども、とても見栄えが悪いです。

何とか、村一丸となって、そういったものをすぐ取り除く。

あとは、ご厚意で村民の方、その国道近隣に住まわれている方にやっていただけるような促しというのでしょうか、お願いというのでしょうか、そういったのもやっていただくこと。

日本人の特性ですから、誰かがやれば、また皆さん付いて、私も私もってそういうふうになるかと思います。

何とか、草ぼうぼう中札内ではなくて、中札内どこ行ってもきれだなって印象を、観光客や来村される方に思っただけのようにやっていただきたいと思いますし、村道も、農村部の村道は、今、1回ですか、村の業者が刈り取りをやられていますけども、意外と保全会の、それぞれ村に何箇所も保全会ありますけども、保全会でも草管理は年に数回やっておりますし、比較的農村部はきれいだと思います。

ましてや、畑なんかも今の中札内の農家の方は本当に草がない、きれいな状態ですから、

自分が一番思うのは、やっぱり市街地の歩道なのかなと。

これはぜひ、皆さん、今後気にかけていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 先ほどの戸水議員のお話に付け加えて、日本で最も美しい村連合のことなのですが、私も所管事務調査で鶴居村行ってきて、何かヒントを得たのですが、やはりあそこも似たような、中札内村と似たような取組みはしているのですが、一つ違うことは、住民がきれいにしようという意識が高いということなのですね。

私は知らないではなくて、せめて自分の地域、あと、自分の住宅周りとかはきれいにしなければという、その意識が高いということで、あ、そうか、中札内村はそこが欠けていたなって思っております。

それで、先ほど、ビューティフルデーというのがあります。

それは私も参加して知っていますが、道の駅に去年は集合して、道の駅の縁石、国道の縁石はとてもきれいになりましたけども、30分ぐらいで終わってしまったということで、あの近辺はきれいですが、もう中入ると、今年は特に本当に草がすごくて、これは役場だけの責任ではないなって。

各自住民がどれだけ意識持ってそういったまちに対するきれいに取組もうというところが、日本一美しい村連合っていうのがピンと来てません、全然。

それで、私考えたのですが、市街地は行政区ごと、ある住民に言われたのですよ。

自分は草刈りして、縁石とかの草刈りしている。きれい好きだからしているけれど、そういうのを疎い人は、やはりその人の前はすごい草ぼうぼうだけど、その人の前の家までは、することによって、自分が汚いから隣の方がしてくれたのだと思われるからできないって。

でも、そうやって行政区ごと、例えば、ごみ袋、月ではないですけど、夏の間一度でもいいので、皆さんで草取りデイみたいなのをして、それに参加した人は、ごみ袋1袋もらえますよって、そんなふうにして、少しずつ輪を広げて、行政区のやっぱり区長がそういうふうに投げかける。

区長会議にでも。

本当に意識付けるためにも。

そうすると、町内の人、気にしている人は気にしています、本当に。草ぼうぼうなのだよなって。

していない人もいます。

それはもう本当個人の考えでいろいろありますけれども、気にしている人が現実に本当にいるので、そういう人たちを本当に巻き込んで、やる意味も含めて、行政区ごと。

年に1回でも2回でもいいですけども、そういった、お金も少々ごみ袋代かかるかもしれませんが、こういった連合負担金の中にも追加して、私はぜひやるべきだと思います。今年の、本当草すごいです。

そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

私は参考にとってお話させていただきましたが。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 大和田議員おっしゃる住民の意識付け、小さな輪をどんどん広げていくべきではないかというのは、私もごもっともだと感じております。

住民一人ひとりがそういった思いを持てば、まち全体がきれいになっていくと思いますので、ちょっと行政区単位でやるかやれないかという部分については、ちょっと行政区、なかなか高齢で、なかなか活動が難しいというところも出てきていますので、行政区でやるのか、何かそういう年数回、そういった日を設けるだとか、何か手法がないかについては、ちょっと研究してみたいなというふうには考えています。

大変良い取り組みだとは思いますが、ちょっと検証はしてみたいなと思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、2点ほどお聞きします。

まず、87ページの企画一般経費のところ、一般職の人件費のところなのですが、私今回、この決算書見ていて、ちょっと職員の方々の時間外勤務手当、これがちょっと昨年と比較して目に付いたものですから、ちょっと資料請求させていただいて調べていただいたのですが、すべての課ではないのですが、昨年と比べてかなり時間外勤務手当が増えているところがございます。

この87ページでいきますと、上から4番目のところですね、225万2,000円ということで、給料を払っている人としては6人ということで、この中に課長職、課長補佐も入っているのかどうか分かりませんが、それでいて一人頭で割り返してもかなりの金額になるのですよね。

調べていただいた結果見ますと、やはり前年から見ると、4課ほどは増えていまして、あとの2課は前年よりも減っているところもあるのですが、多分これ1週間の勤務時間、労働時間というのは38.5時間でしたっけ、そういった決まりもあると思うのですが、そういった時間を超えたりですとか、ちょっと一部の職員に負担がかかったりですとか、そういった状況はないのかなというふうに、ちょっと思ったものですから、今回お聞きします。

あとは人員が足りているのかなのか。

その辺もどうなのか。

ちょっと今年の時間外手当については、ちょっと多いような感じもいたしましたので、ちょっと質問させていただきました。

それともう1点は、戻りますけど79ページの財産管理費のところでお聞きをいたします。

ここで、令和5年度、ときわ野の第5分譲地8戸が造成されて、12月ぐらいから販売開始されたと思うのですが、今現在、何戸売れたのかとか、まだ何戸か売れ残っているのかなのか。

その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 質疑の途中でございますけれども、3時55分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時54分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議

を開きたいと思います。

永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） まず1点目の人件費、時間外の増の関係でご説明させていただきます。

時間外増えている主な要因としましては、コロナ明け事業開始実施等による増、また、各種計画の策定が重なったことによる増、また、年度途中で育児休業、または病気休暇等々に関する人員の減に伴う時間外勤務の増という形の要因が多くなってございます。

2点目、分譲地の関係ですけれども、8区画の分譲、昨年12月から開始していますが、今現在は6件契約まで至ってございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 時間外手当の方ですけれども、産休などによる人員減ですとか、ちょっとやっぱり人が足りていないようなところもあるのかなというふうに思いますけれども、いただいた資料見てみますと、やっぱり福祉課が多いので、多分これ保育所あたりも入っているのかなと思うので、どうしても以前から保育所の辺は多いのかなというふうにも思いますけれども、やっぱり、それぞれ職員の皆さん方、あまり負担にならないような状況で、上司の方々も目を配っていただいて管理をしていただければなというふうに思います。

次、ときわ野の第5分譲地については6件ということで、あと2戸残っているということでございますけれども、あと2戸売れば、分譲地はなくなってしまうということなのですけども、今後のこの分譲地についてどのように考えられているのか。

ちょっとお聞きしたいなと思うのですが、私ちょっと、今年度に入ってから気になっているのが、村の広報の一番後ろのページで人口の推移が載っています、世帯数やらも。

それを見ていて、今年の4月の段階でマイナス33人っていうことでかなりの人が減っております。

どうしても3月、4月は転入転出があるので動きはあると思うのですが、33人ということでもかなり大きいなというふうに見ていて、そのうち戻ってくるだろうと思いましたが、5月もマイナス4人、6月がまたマイナス18、7月がマイナス6、8月になってようやくプラス1でちょっと収まったのですけれども、やっぱり世帯数も、3月末ぐらいで1,940世帯ぐらいあったと思いますけれども、それも今、8月15日現在で1,920世帯ということで20世帯ほど減少しております。

今まで中札内村、昨年ぐらいまでは自然増減では14人減、社会増減で2人減ということで、管内の中では、最小の人口減少率であったのですけれども、何か今年に入ってからちょっと村の人の減りが激しいように感じましたもので、その辺、村としても、人口の減少をどのように見ておられるのか。

ちょっと気になったものですからお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 私の方から、人口の減少について、若干説明させていただきます。

はっきりとどういった理由かというのがまだ押さえているわけではないのですが、今、宮部議員おっしゃったとおり、3月、4月の異動が、昨年と比べて転入が少なかったというのが一つあります。

あと、子どもの転入者が、世帯ですね、世帯での転入者が少なかったということが一つわかっていることです。

あと1点、養護学校の生徒の転入も少なかったということが一つあります。

あと、死亡がやっぱり多くなっているような状況でございます。

一応、今のところこういう形で押さえております。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） 分譲地の今後の新たな分譲地の作成に関しましては、今、村内の村有地に関しまして、ある程度、候補の目星を立てている状況でございます。

新たに取得、今までのように大規模な土地の取得をして、大規模な分譲地というよりは、今、既存である村有地を活用した小規模、今回のような8件のような小規模な宅地分譲を展開していきたいというふうに考えてございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 分譲地については、村有地を活用して、小規模なもので考えていきたいということでございますので、ぜひ、造成等にもやっぱり時間かかりますので、できれば私は継続して、ある程度、もう今の分譲地が減ってくる段階でやっぱり考えて、継続してつくっていただきたいなというふうに思います。

今、隣村さんでも、多分今年あたりから造成が始まって、結構大きい分譲地がつくられるのかなというふうに思いますので、やはりうちの村も、ちょっと継続性を持ってやっていただければと思います。

人口減少もちょっと今年大きいということで、転入者が少なかったということで、それもあとあまり子どもさんがいる世帯の転入が少なかったと。

確かに、今年の春先から6月あたりにかけて、かなりお亡くなりになられた方も多かったのかなということもわかっていますので、そういった要因もあるのかなというふうに思いますけれども、やはり今までは人口の減少もある程度緩やかな減少だったと思いますけれども、なるべく今後も緩やかな、なかなか増やすというのは難しいと思うので、緩やかな減少で、あまり人口が減っていかないようなことを考えていただくためにもやっぱり、街の中にも空き地はありますけれども、やはり村外から入って来る方というのは、やっぱりある程度分譲地があるかないかでかなり左右はされるのではないかなと思いますので、その辺、継続してつくっていけるように考えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、美しい村連合加盟のことについてお聞きます。

先般、中札内議会が8月の上旬に合同調査で鶴居村に見学に行ってきました。

行ってびっくりしたことはいっぱいありますけども、中札内と違うところは、村民全体が美しい村になっている、しょう。

そういう意識が全然違うような気がいたしました。

向こうは美しい村をつくるために、それなりの別に予算を組んで、道路の草刈りだとか、いろんなことをやりながら、これは美しい村をつくれますよという、そういう標示があるのですよね。

そのことによって村民、特に、村、それから行政区、それから地区、個人、いろんな話を聞くことによって、ものすごい全体で考えているなど。

びっくりしたのは、ソーラーを大きい場所をつくる時に、それを何とかお願いしてやめてもらったと。

環境的に美しい村には難しいからということで。

こんなことまでやっているのですよね。

村全体が、何か美しい村でやってますよと。

行ってみますと、草もないし、いろんなところ整備されています。

草の話すれば、さっきも出ていましたけど、中札内、帯広から入ってきたらすぐ草ぼうぼうと。

そういうところが見られるのですよね。

やはりそれはどうかといったら、国道今ずっと、農協の直売所から入っていきますと、一部のところは草ぼうぼうだけど、それから草がないのですよ。

地域の人は家の周りをきちんとしている人としていない人とか、ものすごく差が付いているのですよね。

先ほど大和田議員も言いましたが、やっぱり自分のところはしっかりやってもということで、隣までということにならないのかもしれないけども、やっぱり住民の認識というのは、いろんなことで変わらなと思うのですけども、やっぱり村民全体、村から始めていただきたいなど。

先般、道路歩いておりましたら、職員が草取りしておりました。

職員の中にもそうやって頑張っている人も数人いるわけですよ。

そういうことから、やっぱり村から職員も頑張っているのだし、村がやはり、そういう、ずっと言い続けるのですけど、防風林の整備は国からもらった補助金で、これも美しい村でやっていますよと言うけども、それ以外にもやっぱり予算組んでいただきたいなど。

美しい村は、村が言っている言葉の前に、現地をしっかり整備していただくような村民運動体制を組んでいただかないと、なんぼ村で美しい村ですと言ったって、美しく見えるのは日高山脈と防風林だけなのですよ。

その防風林良く見ますと草だらけなのですよ。

過去にも言いましたが、その草を整備することによって、クマやシカや棲むところがなくなる。

そういうことも一石二鳥でやっていけるような気がするのですよね。

本当に美しい村というのは、自分もものすごく良いことだし、美しい村にしていきたいと。

先ほども言いましたが、今、農家は畑の周りは草生えておりません。

道路は草生えているのですよ。

こういうものをしっかりやっていくには、村としてもう一步踏み込んだ美しい村をつくるために、何かを考えているのか、このまま継続するのかお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） おっしゃるとおり、中札内村には、美しい農村景観をはじめ、市街地景観もそうですけれども、未来へ守りつないでいくべき景観というのが多数存在していると思っております。

それで今、村では、景観行政団体と言いまして、ちょっと難しいのですけれども、平成16年に景観法というのが施行されて、独自の景観行政を行うことができる団体というのがあります。

その団体になるには、景観計画というのを策定しながら、都道府県知事との協議を経て、景観行政団体というものに移行していくのですけれども、今そういった形、専門の業者にも相談しながら、そういった行政団体になれないかということで、今協議を進めているところです。

やはり独自の景観を、村独自で規制だけではなく、いろんな形で村民の意識付けということで進めていくためには、新たなステージへ行くことも必要かと考えておりますので、

そういった今動きをしているということは、広報でも周知しておりますけれども、もう少し村民の方々にも、ワークショップ等でも参加いただきましたけど、もう少し情報周知をして、そういった動きをしているということは広めていきたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） よくわかりましたけども、パフォーマンスでなくて、ぜひ実行の中で進めていただきたい。

本当に美しい村、中札内は防風林も良いし、日高山脈も良いし、国立公園になることによって、またいろんな景観が変わってくるのではないかと、そういうふうに思います。

美しい村、美しい村とよく言いますが、本当に美しい村にしてください。

口だけではなくて、道路に草生えていて美しい村ではないのですよ。

これは村でやらなくてはいけないことかもしれないけども、全部村でやれとは言わない。

やっぱり地域の人方に、そういうものを浸透していかないと。

役場の職員が道路で草取りするのを見ました。

あれどこの人かなって。

パーカー被って一生懸命やっておりましたけども。

目立つようでないけども、そういう職員もいるのですよ。

であるのなら、役場の職員、村全体をあげて、いろんな行政区とか何かに言って、そしてやっぱり本当に絵に描いた美しい村でなくて、実行的な本当に良い美しい村をつくっていただきたいと。

これにはまず、予算を組んでください。

防風林の草を刈ってます。

補助金もらってやっていることしかやっていないのですよ。

新たな予算を組んで、美しい村をつくってくださいよ。

そのことによって、有害鳥獣の棲むところもなくなったり、いろんなことができるような気がするのです。

そんなことで、何かのあるたびに美しい村ということも必要だかもしれないけども、まず、草をなくしてから一生懸命言ってください。

そんなことで、美しい村つくるためには予算を組んでいただいて、村全体がそういう認識の中で進めるということをお願いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 先ほどから道路の草の関係もいろいろと話出しました。

村の方でも何も手を出していないわけではなくて、本来、道道なり北海道がやるべきところについても、もうどうしようもないというところは村がお金かけてでもその除草はやりましょうというお金もかけています。

本来であれば、村がかけるお金でないことは、管理上でいけばわかっているわけです。

あと、大和田議員からもありましたとおり、町内会だとか地域で雑草取り、雑草取りという言い方は変ですけど、自分が住んでいる周りをきれいにしようというのは、それが全くなくなっているわけではないと思います。

それが公園の管理だとか、自分の町内会の中にある公園の管理だとか、そういったところに特化していったら、なかなか高齢化が進んで手を付けられないって、そういう状況はやっぱり出てきているのだと。

それをどうしていったらいいだろうかというのは、やっぱり住民巻き込んで、行政が主体でやってしまうと行政にお任せになってしまいますから、そこだけはやっぱり注意しな

ければならないかなと。

どうやったらフォローできるか、フォローし合えるかというところは、十分住民の皆さんと話すべき点は大きいなというふうに思います。

それと、職員が道道なり国道を雑草取っているというのは、単なるパフォーマンスではないです。

やっぱりそういった姿を見せるパフォーマンスといえそうかもしれませんが、そういった活動をするということ自体は、身近な行為としてみんなそれぞれができるのだったということ自体をやっぱり見せたいと。

村に頼んだら職員が出てきて雑草やってくるじゃないのです。

そうではない。

それぞれが取り組むべきところはやっぱり取組んでいただくという、そういったところを住民の皆さんにわかっていただくというのが、美しい村連合の取組みを、美しい村づくりを村民皆さんで取組んでいくということに向かっていけるのではないかなというふうに思うところであります。

おっしゃられたご意見、参考にしながら、ぜひ、そういった全村的な取組みに一生懸命やっていますけど、取組んでいければなというふうに思っているところでございます。

議会議員の皆さんもぜひ、そういうアピールもちょっとしていただいて、みんなもやろうよ。

そういうふうな意識付け、助言いただければというふうに思うところであります。

○議長（中井康雄君） ほかにございますか。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 79ページの財産管理の中で、樹木の剪定等委託についてということで、これについては、計画的に施設の周辺を剪定されていると思うのです。

ここ何年も、実は雑木がかなり生えています。

村の財産管理の中で、成長した雑木は、これは村の公共財産になるのでしょうか。

それとも、先ほど、副村長が、お話もちょっと関連するのですが、やっぱりそれらについては住民が、例えば、目に付いた時、村の許可をもらってその雑木を整理する。

そういうようなことが可能なかどうか。

その辺ちょっと、関連してご発言、ご回答いただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） まず、79ページにありました樹木剪定等委託につきましては、こちらは旧庁舎にありました桜の木の剪定の委託料となっております。

ただ、先ほどありました村で管理している樹木、基本的には村の土地にあるようなものは村の財産でございます。

軽はずみに切るというものでもないものも多数ありますけれども、管理、必要であれば伐採する等々も村で実施するものとなります。

○議長（中井康雄君） 1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 私申し上げることが、自分にも振り返ってくるのですけれども、もともと村が植えた木が結構たくさんあるわけですよ。

もうすでに、つつじとか、春先からもう何年もそうなのですが、周りで雑木が成長してしまっていて、結局つつじとか、もみじとか、そういうものが実は負けてしまっているのですね。

そういうものについて、やはり各行政区の方々、地域の行政区の方々がいらっしゃいま

すので、その辺やっぱり、副村長おっしゃるように、地域を巻き込んだ形の中で、皆さんの協力をもらって、そういう意識醸成に向けて、ご努力をしていただきたいなど。

特に、私感じるのは、ちょうど中央公園に行く、通りですね、病院もあったり、保健センターもあったり、神社もあったりと。

その関係が非常に実は気になる場所ですね。

ほかにも、あちらこちら公共施設ありますけども、やはり雑木に負けている。

せっかく以前植えたものが景観を損ねている部分ありますので、その辺も計画的な形の中で取り進めをしていただきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ご意見、参考にしたいと思います。

というか、村が管理している財産所有地の中で、雑木かどうかの判断ができるものはいいのですが、やっぱり一言役場の方に連絡いただいて、確認してということに、それはやっぱりそうしないと、一度例えば切ってしまったものが、いやいや雑木ではなかったという話、もう元には戻りませんので、その辺は管理不行き届きなところがあってご指摘をいただく部分も多いと思うので、その辺は一報をまず入れていただいて、確認をしていただくというのが重要かなと。

すべての公有地、村有地、公共施設の周りだとか、完璧な管理ができていないわけではないところもあるかなと思います。

一言連絡をいただければ、所管の方には早急に対応できるかどうかの判断も含めて指示することができますので、ぜひ、一報をいただきたいなというふうに思います。

これは国道等に生えている雑草とはちょっと違う部分として受け止めていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに議会費、総務費について質疑はございますか。

ほかに質疑がなければ、次に進みます。

ここで説明員が入れ替わります。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時20分

○議長（中井康雄君） それでは、再開いたします。

3款民生費、4款衛生費、5款労働費、102ページから151ページまでの概略説明をお願いいたします。

はじめに、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、3款民生費、4款衛生費のうち、福祉課が担当いたします歳出決算を説明いたします。

3款民生費は、102ページ、103ページから記載しておりますが、はじめに、105ページをお開きください。

前年と比較し、特徴的なものについて申し上げます。

1項、1目社会福祉総務費、備考欄上段の福祉基金費は、7,370万4,000円余りで、ふるさと納税等による寄附のほか、福祉のためにとして、16件150万751円の寄附をいただいております。

備考欄中段、13節使用料及び賃借料、自動車借上料は、コロナが5類の位置付けになっ

たことも影響し、高齢者団体や福祉活動、学童等の事業により、年間21回243万6,000円余りの借上対応となりました。

その下、十勝エアポートスパそら使用料は、令和5年度より65歳以上の方の利用に対し助成を開始し、140名分の入浴券の購入に100万8,000円を支出しております。

105ページ、中列、中段、18節負担金補助及び交付金の不用額699万円余りは、備考欄下段の社会福祉協議会補助金及びポロシリ福祉会運営助成補助金の精算によるものです。

備考欄下段、ポロシリ福祉会運営助成補助金は、前年度より513万円余り減となっております。

減額となった主な要因は、デイサービス事業の利用者が増加したことによる収益の増加及び職員の退職による人件費の減等によるものです。

備考欄下段、恵津美ハイツ改修事業補助金は、開設時からの使用による経年劣化、ICT化に対応するためのナースコール更新工事の費用に対し、補助率3分の1の238万3,000円を村において負担しています。

その下、恵津美ハイツベッド更新補助金は、当初更新を予定しておりました25台のうち、JA中札内より5台の寄贈があったこと及び馬主協会からのベッド更新費用に係る補助金を除いた額に対し、補助率3分の1の111万4,000円を村において負担しています。

その下、19節扶助費の福祉灯油565万4,000円余りの支出は、令和5年度においても燃料販売価格の高騰が継続している情勢から、支給基準上限額の2万円分の灯油購入券、または一部共通商品券を289世帯に支給しております。

また、財源の一部として、北海道地域づくり総合交付金75万円を受けております。

次に、107ページ、下段からの2目老人福祉費ですが、備考欄最下段、12節委託料、緊急通報システム事業委託は、314万9,000円余りとほぼ昨年同様の支出となっておりますが、年度末時点で54個が稼働しており、モバイル型の利用は7台となっております。

次に、109ページ、備考欄上段、移送サービス事業委託は、高齢者の移動の利便性の向上を目的として、稼働が増加してきていることから、前年度より40万7,000円増の583万2,000円余りを支出しております。

その下、生活支援ハウス改修事業補助金は、設置するスプリンクラーの故障による修繕工事に247万5,000円を支出しております。

その下、19節高齢者民間バス交通費は、年度末時点での登録者は304名となり、令和5年度3月請求分までの利用状況は、延べ3,183件で256万1,000円余りを支出しております。

次に、111ページ、上段からの3目障害者福祉費ですが、備考欄上段、障害者福祉費の支出総額では、前年対比705万9,000円増の1億6,310万円余りとなりました。

備考欄下段、18節南十勝こども発達支援センター負担金は、主に人件費負担の増額により、前年比87万4,000円増の1,022万1,000円を支出しております。

ページ中段、中列、19節扶助費の不用額482万4,000円ほどは、その多くが障がい者に係る介護給付費並びに訓練等給付費の執行残によるものです。

備考欄下段、19節扶助費総額は218万6,000円増の1億4,297万円余りの決算で終えております。

扶助費の介護給付費は、前年比98万円余り増の8,620万円余り、訓練等給付費では、主に就労継続支援B型事業所の利用者数と、グループホーム入所者数が増えたことなどにより、前年比125万4,000円の増の5,344万1,000円余りとなっております。

次の113ページ、備考欄上段、22節返還金641万円余りは、国並びに道からの負担金の精算によるものです。

少し飛びまして、117ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費ですが、扶助費の増により、前年対比995万円余り増の1億7,070万6,000円ほどとなりました。

119ページに移りまして、備考欄中段、19節扶助費、子育て世帯臨時特別給付金は、物価高騰等に直面する子育て世代への村独自の生活支援を目的として、18歳未満の児童を養育する全世帯を対象に、1世帯当たり3万円を298世帯へ、計894万円を支給しております。

その下、子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得者の子育て世帯に対する給付金として、住民税非課税世帯等を対象に、児童1人当たり5万円を18人、10世帯に、計90万円を支給しております。

その下、住民税非課税世帯等臨時特別給付金6,069万円は、その内訳としまして、令和5年度住民税均等割非課税世帯を対象に、1世帯につき3万円を547世帯へ、計1,641万円を、追加分として、令和5年12月1日時点で村に住所を有する住民税均等割非課税世帯を対象に、1世帯につき7万円を499世帯へ、計3,493万円を、住民税均等割のみ課税世帯を対象に、1世帯につき10万円を69世帯へ690万円を、子ども加算として、住民税均等割非課税世帯等においても扶養されている18歳以下の児童を対象に、1人当たり5万円、計245万円を支給しております。

その下、妊婦・子育て世帯臨時特別給付金は、子育て世帯への支援を目的とした村独自の生活者支援として、18歳未満の児童を養育する世帯及び妊婦の世帯を対象に、1世帯当たり5万円を309世帯へ、1,545万円を支給しております。

これらの給付金につきましては、全額国庫負担、地方創生臨時交付金を活用しております。

説明欄下段、子育て援助活動支援事業費は、ファミリーサポート事業に係る経費で、調整役となる会計年度任用職員の報酬115万8,000円余りを支出しております。

ページ下段、3目中札内保育園費ですが、前年度より1,841万7,000円余りの増の1億8,006万円ほどの決算額となりました。

備考欄最下段、修繕料は、腐食劣化により使用不可としていた園庭築山フェンス取替修繕に88万8,000円を支出しております。

次に、123ページ、備考欄中段、14節工事請負費、保育園舎外壁塗装工事は、施設の長寿命化を図るため、外壁木部の塗装を実施し、484万円を支出しております。

次に、125ページ、備考欄上段、賄材料費は、前年比101万9,000円増の932万7,000円余りとなっており、葉物野菜をはじめ賄材料の高騰の影響によるものです。

続いて、4款衛生費のうち、福祉課が所管する科目について説明いたします。

少し飛びますが、133ページまでお進みください。

4目健康づくり推進費、備考欄下段、保健センター管理費は、前年より2,290万7,000円増の4,089万8,000円ほどの決算となっております。

次の135ページ、備考欄中段、工事請負費、保健センター窓ガラス修繕工事は、1階運動指導室及び教養娯楽室南側のガラスの劣化の修繕に273万9,000円を、その下、保健センターエアコン設置工事に2,046万円を支出しております。

備考欄下段、母子保健事業費、会計年度任用職員報酬239万9,000円余りは、乳幼児健診等の業務のほか、子育て世代包括支援センター業務に関わる助産師、管理栄養士等の報酬として支出しております。

次に、137ページ、12節委託料、備考欄中段、産後ケア事業委託は、延べ37名の産婦を対象に実施し、71万円余りを支出しております。

その下、17節母子保健指導用備品は、3歳児健診時の視力検査、屈折検査に使用するスポットビジョンスクリーナーに145万5,000円ほどのほか、高精度ベビースケール8万5,000円ほどを購入しております。

その下、19節扶助費、不妊治療費は、令和4年度から治療費が保険適用に制度改正されたことを機会に、村の助成制度を見直し、内容を拡大して実施しておりますが、一般不妊治療9件、特定不妊治療10件の申請に対し、208万1,000円ほどの助成を行っております。

その下、出産子育て応援事業費は、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談や必要な支援につながる伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するもので、出産応援給付金、妊娠届出時27件、子育て応援給付金、出生届出後20件にそれぞれ5万円を支給するもので、延べ47件235万円を支出しております。

次に、七色献立プロジェクトですが、141ページ、備考欄上段、報償費、七色献立ポイント事業景品395万7,000円余りの支出は、健康ポイント事業景品として、前年度より26名増の605名が251万7,500円分の村内商品券を引き替えているほか、322名が83万2,500円分の健康ポイントを中札内中学校へ寄附しております。

また、チャレンジコース参加者522名分、52万2,000円分を健康ポイント事業参加費負担分として歳入へ振替をしております。

その下、備考欄中段、12節委託料、健康ポイント事業受付等業務委託は、参加者の利便性の向上を目的として、健康ポイントに係る事業申込等の受付窓口業務を、サツドラ中札内店に委託し、32万9,000円ほどを支出しておりますが、前年比31万9,000円の減額は、イベント運営回数など委託内容の見直しによるものです。

次に、143ページ、備考欄中段、新型コロナウイルスワクチン接種事業費ですが、令和5年度の決算額は4,366万4,000円余りとなっております。

備考欄下段、12節委託料は、ワクチン接種に係る委託業務のほか、接種券等印刷業務、健康管理システム等の改修委託等で1,251万1,000円余りを支出しております。

備考欄下段、返還金2,585万1,000円余りは、令和3年度分及び令和4年度分の補助金等の額確定によるもので、国への返還金となります。

最後に、予防接種事業費に係る接種状況は、黒ナンバー14番、各会計決算資料の49ページに、成人保健事業費に関するがん検診等の状況は、同じく、資料の51ページに掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、福祉課が担当いたします決算の概要について、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、同じく、黒ナンバー11番決算書により、住民課が所管する予算のうち、特徴的なもののみを抜粋し、説明させていただきます。

まず、3款民生費ですが、112ページ、113ページまでお戻りください。

1項社会福祉費、4目社会福祉医療費、19節扶助費、不用額687万7,000円ほどは、ひとり親重度心身障害者、乳幼児等医療費それぞれの扶助費不用額の合計になりますが、当初予算において、過去の実績等に基づき積算しておりますが、年度によって医療費の増減幅が大きく、令和5年度は見込んでいたよりも医療費が伸びなかったことによるものでございます。

なお、備考欄下段、乳幼児等医療費1,748万円余りは、前年より325万円ほど増加

しておりますが、未熟児養育医療費の発生と、令和5年度から乳幼児等医療費助成の対象者を高校生まで引き上げたことによるものです。

次に、115ページをお開きください。

5目住民総務費、備考欄上段、平和祭事業費137万円余りは、前年より118万円ほど増加しておりますが、12節委託料のうち、植栽物管理委託として、殉公碑の風倒木伐採処理を実施したこと、また、前年まで献花のみ実施しておりました平和祭を、コロナ禍が明けて、令和元年度以前と同様の開催としたことによるものであります。

備考欄中段、住民一般経費76万円余りは、前年より増加しておりますが、18節負担金補助及び交付金のうち、保護司会活動事業補助金及び結婚新生活支援事業補助金の増加が要因となっております。

次に、131ページまで飛んでいただきまして、お開きください。

4款衛生費について説明いたします。

下段、2目環境衛生費、備考欄、有害鳥獣対策費838万円余りは、前年より118万円ほど増加しておりますが、133ページ、備考欄上段、17節備品購入費のうち、鳥獣駆除備品として、シカソニック及びセンサーカメラを購入したこと、また、その下、18節有害鳥獣駆除補助金の増加が主な要因となっております。

次に、中段、3目診療所費、備考欄、診療所管理費1億960万円余りは、前年より4,496万円ほど増加しておりますが、備考欄下段、14節医師住宅建設工事4,719万円の増加が主な要因となっております。

なお、医師住宅建設工事のうち、外構工事につきましては、令和6年度に予算を繰り越しております。

次に、147ページをお開きください。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、備考欄上段、塵芥し尿処理費5,524万円余りは、前年より9,786万円ほど減少しておりますが、令和4年度に食品残渣物処理施設を建設したことによるものです。

次に、備考欄中段、リサイクルセンター運営費1,235万円余りは、前年より150万円ほど増加しておりますが、10節需用費のうち、修繕料が前年より130万円ほど、リサイクルセンターのフェンス等の修繕により増加しております。

また、備考欄最下段、12節委託料のうち、リサイクルセンター管理委託261万円余りは、リサイクルセンター利用者が多い日曜日の管理人増員により、前年より50万円ほど増加しております。

149ページ、備考欄上段の資源ごみ処理委託748万円余りは、資源ごみの年間排出量の減少等に伴い、リサイクルセンターから処分場への運搬回数減少により、前年より54万円ほど減少しております。

その下、17節リサイクルセンター備品22万円は、石油ヒーターを購入しております。

次に、中段、2目墓地火葬場費、備考欄、火葬場管理費633万円余りは、前年より289万円ほど増加しておりますが、10節需用費のうち、修繕料が前年より243万円ほど、火葬炉設備等の修繕により増加しております。

また、151ページ、備考欄上段、17節火葬場備品として、暖房機を更新したことによる39万円ほどが増加の主な要因となっております。

次に、5款労働費について説明いたします。

同じページ、備考欄中段、失業対策費168万円余りは、前年度より410万円ほど減少しておりますが、前年度まで労働雇用対策事業及び冬期雇用対策特別事業の2つの事業

を実施していましたが、高齢化等による参加者の減少により、令和5年度は季節労働者を対象とした冬期労働者雇用対策事業として1つの事業に統合したため、1節報酬が100万円ほど減少しております。

また、令和2年12月1日に実施した労働雇用対策事業において発生した人身事故に係る損害賠償金297万円ほど、令和4年度に支出していることが減少の主な要因となっております。

以上、簡単ではありますが、住民課所管の決算概要について、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

質疑はございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 147ページの生ごみ収集処理委託のことをお伺いいたします。

会計決算資料14番の45ページも見て照らし合わせているのですが、生ごみ処理機、去年もここちょっと聞いたかなと思いますけれども、この生ごみの減量化ということで、処理コストを削減するという目的で、ゼロカーボン宣言の一つにこれは大きく入っているところなのですが、それで生ごみがどういう状況になっているかな、その処理機をどれだけの住民がここに生ごみを処理に利用されているのかなって思いまして、令和4年度は116トン、令和5年度で2トン増え118トン、去年の見ますと、令和3年度で127トンで、令和3年度は本当に多かったのですが、その機械の状態が、ちょっと聞いたのですが、不具合で一時故障したりして、そんなことで使えない時もあったとも聞きましたけれども、そこも、今現在、その生ごみ処理施設がどういった状況になっているのか。

それと、今年4月の広報にも、村のごみ事情というところで、ぜひ、その生ごみ処理施設、稼働して1年経ったということと、皆さん利用してくださいっていう、削減目的に利用してくださいっていうことと、一応周知はしておりますけれども、ここの部分は皆さん、家庭事情によって、独身の方もいらっしゃる、生ごみを燃えるごみの中に入れての方も結構いらっしゃる、その時はきちっと水を切って入れてくださいということも書かれておりましたが、そういうせっかくある生ごみ処理施設ですが、今現在、処理状況とかそういう機械の状態、そういうのも少し教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 私の方から、お答えさせていただきたいと思います。

生ごみ処理については、議員おっしゃるとおり、新施設の部分で使えない時期がありました。

その時は、旧処理施設を稼働してやっておりますので、稼働していない時期はなかったということで、まずお話しします。

新型の方が、令和5年6月から3月まで不具合が生じまして、稼働しなかった時期がありました。

それで、令和6年4月からは、新型の方が稼働している状況です。一切旧施設を使っていないということでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 旧の方を令和6年3月まで使っていたということで、それによって生ごみが処理できなかったとかそういうことはないのですよね。

処理施設が違ったとしても。

ということで、2トン増えたということで、あまり利用されていないというのが村の現状なのでしょうか。

せっかくある処理コストの削減とか、生ごみの減量化というのを考えると、ちょっともったいないなというか、これ総事業費9,000万円ですか、かけてつくったのですね。

そのうち道の交付金3,800万円で、実質村が出しているのは6,000万円というかなりの大掛かりな施設が建てたわけですので、確かそうだと思いますけれども。

今後どんなふうに稼働されていくとか、周知とか、そういうのを何か考えているのであれば、お答えをお願いします。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） まず、ちょっと訂正をさせていただきます。

新処理施設の方は、全く動いていなかったわけではなくて、動いたり動かなかったりということで、動かなかった時期については、旧処理施設を利用して行っていたということでございます。

すいません、訂正いたします。

その後のご質問、今後のPR方法でございますが、まず、議員おっしゃるとおり、4月の広報でお知らせしている部分ですが、それでも伸びないという話……。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 申し訳ありません。

PRということなのですが、その生ごみの処理自体が増えた減ったということが、その生ごみ処理機、新しく入れた施設を使ってくださいということではないのですよね。

基本的には、その分別をしっかりとやって、燃えるごみの中で捨てた人も、生ごみを分けて、生ごみのバケツの中に入れてほしいと。

そうすると、必然的に生ごみ処理機の方にそれが移動する。

運んで行っていますから。

回収していますから。

ですから、単純に減っている理由というのが、入れる人が減ったというよりも、処理人口自体が減っている可能性もあるので、一概にはちょっと言えないのではないかなというふうに思います。

PRとしては、やっぱり分別をしっかりとやって、生ごみをそういう、分けて処理することによって、コストは削減できる。

つまり、ごみとしてくりりんセンターに運ばれていって、お金を払って燃やすという行為から、今は資源にはなっていませんけど、堆肥化ではなくて消滅型なので。

ただ、それなりにコストをかけずに、距離的にも運んでいってそこで処理をする方が、言ってみれば、コスト的には安く済むということもありますので。

そういう面では、できるだけ生ごみの処理については、燃えるごみから生ごみのバケツの方に移動してもらうというPRをするというのは非常に重要なのではないかなというふうに思うところであります。

それは今後も広報等でも続けていきたいというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 副村長の言っていることよくわかります。

私も同ような思いでございます。

この生ごみ処理施設、何かほかの町村には本当はない良い取組みなので、そこら辺のP

Rですね、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） ちょっとお諮りいたします。

3款、4款、5款について、質問のある方いらっしゃいます。

それでは、お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとして、明日12日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の審議はこれまでとし、明日12日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4時56分